

平成27年2月定例会 常任委員会

商労文教委員会

委員長名	長尾トモ子
委員会開催日	平成27年3月6日(金)、10日(火)、12日(木) 16日(月)
所属委員	〔副委員長〕丹治智幸 〔委員〕木田孝司 椎根健雄 宮本しづえ 小林昭一 水野さちこ 古市三久 杉山純一 三村博昭



長尾トモ子委員長

(1) 知事提出議案：可 決…30件

※知事提出議案はこちら【PDF】

(2) 議員提出議案：可 決…1件

否 決…1件

※議員提出議案はこちら【PDF】

(3) 請 願：採 択…1件

不 採 択…1件

※請願はこちら【PDF】

(3月6日(金) 労働委員会事務局)

宮本しづえ委員

委員報酬は開催に応じて支払うものであるが、減の理由は予定していた開催日数が少なくなったためか。

次長兼審査調整課長

委員報酬については、昨年6月の新たな任期から日額月額併給制となった。月額は一定額、日額は会議等の開催の都度支払う。

新たな審査・調整事件が発生した場合には、速やかに調査や調整を開始する必要があるため、それに備え予算計上していたが、新規件数が予想より下回る見込みであるため、減額するものであり、審査事件、調整事件に加え、公益委員会議を総会日と同日に開催したこと等により、合計119万3,000円を減額するものである。

(3月6日(金) 商工労働部)

宮本しづえ委員

商1ページ、福島空港利用者支援商品券事業について、もう少し詳しく説明願う。

部参事兼空港交流課長

国の経済対策に対応した事業であり、福島空港の利用促進と地域経済の活性化を図るため、福島空港を利用して来県し、県内の施設に宿泊する旅行者に対し、福島空港、例えば売店やレストラン、レンタカーなどに利用できる商品券を配付することにより、消費を喚起して地域振興を図る内容である。

宮本しづえ委員

利用限度額などの条件はあるか。

部参事兼空港交流課長

1人当たり2,000円程度で考えている。

宮本しづえ委員

これによる県内の経済波及効果は、どの程度を期待しているか。

部参事兼空港交流課長

経済対策の中では、これによる福島空港の利用は一部と考えており、トータルの効果は、全体で算定することになると考える。

宮本しづえ委員

金額は明確ではないのか。

部参事兼空港交流課長

そのとおりである。

宮本しづえ委員

経済効果につながる使い方が必要だと思うので、そのように期待する。

次に、商9ページ、緊急雇用創出事業が約30億円と大きな減であるが、その理由と年度内の利用見込みを説明願う。

雇用労政課長

当初予算では317億円ほど計上している。

減額となる要因は大きく2つあり、1つは当初予算で計上した分の減額補正が約39億円で、主なものは企業に対する支援金、支援助成金が約24億円、市町村及び県が実施している震災等対応事業が約12億円となっている。

一方で増額分があり、平成25年までに緊急雇用事業が完了したものは精算の上、国に返還するが、これが約200億円の基金のうち約8億7,000万円である。これを返還のため歳出予算に計上し、今後手続したい。

宮本しづえ委員

数字上の減増はわかったが、この緊急雇用事業の雇用者は合計で何人か。

雇用労政課長

今年度は約3万9,000人で計画しており、それほど減少はしない見込みである。

企業向けの支援助成金は、3年間の継続雇用について助成するものであり、過年度分で既に約2万人を採択している。そのほか、今年度分で約8,000人を見込んでおり、残りの約1万人が緊急雇用分である。

宮本しづえ委員

当初比で大幅な減となるが、なぜ額が減るのに、雇用数にはそれほど影響がないのか。

雇用労政課長

数字の積み上げは出ていないものの、雇用数が減少するのは間違いないが、過年度の交付済み分が相当あることから、減額分が緩和されるものである。

椎根健雄委員

商21ページ、「福が満開、福のしま。」旅行券事業について、詳細を説明願う。

観光交流課長

当事業は、本県への観光意欲の喚起及び地域における消費拡大を図るため、旅行者が県内の宿泊施設を利用する場合に、宿泊費の一部を助成するものであり、現在半額程度の補助を考えている。

国の補正予算に対応した、地方創生交付金の地域消費喚起型を財源とする事業である。

椎根健雄委員

1人当たりの購入枚数及び購入場所等について、内容が決定していれば説明願う。

観光交流課長

純粋に旅行券に対する補助分が9億5,000万円であり、設定上は、旅行券1万円分で半額の5,000円補助、つまり1万円分の旅行券を5,000円で購入できる形に対応する見込みである。

積算は、5,000円として19万泊というかなり大きな数となる。これを安全かつ便利に提供する態勢が必要であるため、現在はコンビニエンスストアの端末を利用して発券する方法とインターネット系の旅行サイトを利用したクーポン券の大きく2つを考えている。

そのほか、この旅行券を入手するルートについては、別の選択肢も含め詳細を検討したい。

現在は、インターネット系の旅行業者とコンビニエンスストアについて、どのような形が県民にとって利便性が高まるかを踏まえながら、検討している状況である。

椎根健雄委員

販売はいつごろを予定しているか。

観光交流課長

19万泊という巨大な数でもあり、これを安全かつ安心に使ってもらえる態勢を構築するためには相当の時間が必要だと考えている。

4～6月、本県はDC（デスティネーションキャンペーン）本番で、その誘客を現在図っているが、これらから切れ目のない形で何とか観光需要の落ち込み等がないようになるべく早くということで、何とかDC期間中には発行できるようにしたい。

長尾トモ子委員長

1人何枚購入できるのかについても聞いている。

観光交流課長

現在設定しているのは旅行券1万円であるため、宿泊代金と考えると実質的に使えるのは1回の宿泊につき1人当たり1枚になると思うが、延べ何枚でも旅行券を使えるようになると思う。

椎根健雄委員

旅行会社による買い占め等を考慮すれば上限を設定すべきと思うが、どうか。

観光交流課長

そのような懸念はあるが、あくまでも個人消費を喚起するための旅行券と考えており、購入できるのは個人で、1人1枚を基本に制度設計をしたい。

宮本しづえ委員

具体的な要綱を作成していると思う。我々もどのように宣伝していけばよいかわからないので、提出願う。

旅行を喚起する方法だが、全国的にいろいろ知恵を出して交付金をもらったと思う。同じようなことを考えている県はあるか。

観光交流課長

報道によるが、宮城県、岩手県でも同様に旅行券事業を開始するようである。

また、この交付金の使途の事例として、国からも旅行券事業が示されていたことから、そのほかにも相当数の県が同様の旅行券事業を実施するものと考えている。

三村博昭委員

商2ページ、電源立地促進費の約2億円の減である。説明では、年間所要見込みによる補正とあるが、12月補正で約4億2,200万円を増額している。補正を議決したのは我々だが、結果的には約2億円を減額する。この背景には執行できなかったさまざまな理由があると思う。

ほかにも、商6ページ、能開校短期課程訓練費が1億6,850万円ほど減額となるが、当初予算は6億412万9,000円で、約28%の減額である。このような箇所が随所に見られるが、一つ一つを聞くと時間を要するので、とりあえずこの2件について、なぜこれほど年間所要見込みの減額が生じるのか説明願う。

企業立地課長

商2ページ、電源立地促進費の減額である。この事業は国の交付金に基づき実施しているが、関係道府県が全国的に予算の範囲内で減額となった。

この件については、茨城県知事が会長となっている原子力発電関係団体協議会という組織があるが、そこを通じて再三、国に要望した。経緯を述べれば、平成26年12月に予算の範囲内で減額する提示があり、それを踏まえ、関係道府県が27年1月15日に協議会として要望したが、予算が厳しいので他県と同様に減額となる内示があった。そのため、今回やむを得ず2億円の補正減をするものである。

産業人材育成課長

商5ページ、能開校短期課程訓練費の減である。当初予算を編成した段階では、国とも相談しながら、どの程度の方々の訓練を行うかということで、離職者や障がい者の訓練、コース等を設定した。その定員として、離職者は約1,870名で計画したが、年度を通じて実施する中で、現在の実績は1,700名弱で、約200名弱の減となるため、それ見合いの金額が減となる。

その要因としては、有効求人倍率が改善して就職がよいとか、離職者が減っているのではないかなどいろいろある。さらに分野別でも、例えば介護職は人材不足と言われながら、参入者がなかなかふえてこないなど、いろいろな状況があり、それらを総合して結果的に約1億6,000万円の減となった。

三村博昭委員

前段で2点、地域振興費と能開校短期課程訓練費について質問した。この2つを取り上げたのは、12月で4億2,200万円の増補正をしながら、今回の補正減が約2億円、執行率では約53%である。議会あるいは知事に対して予算要求するためには、ある程度の事業見通しを立てた上で積算するものではないのか。

皆の仕事は本県の復興、再生、総合計画に基づく新生ふくしまの創造という中で、最も重要な役割を持った職場であると捉えている。そうした中で、予算規模が膨らんでいくのも、これは本県の県土の再生という意味では、本当に大事なことである。仕事をするための事業費を要求し、それを議会で議決してきた経緯を見ると、47%もの執行残は、前段における予算の見積もり、事業計画がどうであるのか疑問であり、そのような視点から考え方を質問した。何かと忙しい中でのことであり、先ほどの2件については理解するが、例えば、商9ページに緊急雇用創出事業がある。当初予算では、317億7,490万円を計上したが、30億2,900万円の減額をしている。減額幅は約9.6%であるが、この約30億円は、事業者から見ればかなり重みがある金額であり、これが減額措置されると本県が目指す緊急雇用事業に、どのような影響があるか考えてしまう。

そこで、30億2,900万円の減額が、それを必要とする企業から見てどのような状況になるか、県の考えがあれば説明願う。

雇用労政課長

緊急雇用創出事業の減については、先ほど説明した2点が要因であるが、一番大きいものは企業の安定的な雇用に1人当たり225万円を支払う支援助成金で、134億円の予算に対し24億円の減額となっている。平成23年度から3年間にわたって支払う過程の中で、できるだけ安定的な雇用をしてもらうことが目的であるが、どうしても中途退職者が出る状況があり、現在のところ半年ごとに実績報告を提出してもらい、その実績に基づき助成金を支払っているのだから、実績を踏まえた上での減額であると捉えている。

一方で、市町村が実施している緊急雇用が大きいのが、161億円に対して、149億円と12億円の減額補正を要望しているところである。これは、県及び市町村で1,000を超えるさまざまな事業を実施しており、特に市町村では多くの事業がある

ので、それらの実績を積み上げた結果が減額となっている。

三村博昭委員

被補助事業者側の都合もあり、やむを得ないこともあると思う。中途退職者が出たとの説明もあったが、雇用創出が原点にあるので、新たに職業を求める人への取り組みも今後積極的にしてもらいたい。

次に、商15ページ、工業振興費－工業振興普及費－中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業で約26億2,800万円が増額されている。これから予算を執行するには、大変な事務量になると思うが、年度末までに執行する見込みはあるのか。

産業創出課長

商26ページ、繰越明許費補正の9、工業振興費と連動するものであり、明許繰越としている。

三村博昭委員

了解した。

次に、商15ページ、科学技術振興普及費の2、医療機器開発・安全性評価拠点整備事業が約9億800万円の減額である。当初では、この項は175億1,800万円ほど計上されており、約9億円はかなりの額であるが、減額の理由を説明願う。

医療関連産業集積推進室長

当該事業には4つの小事業が組み込まれている。

内訳は、①県内企業などが行う医療機器の開発を支援するための医療福祉機器開発ファンド事業が約6億円の減、②BNC Tというがん治療の先端医療機器や手術支援ロボットの開発などを支援する国際的先端医療機器実証事業が約1億8,000万円の減、③県立医大等で実施している医師主導治験による革新的医療機器の開発事業が約3,000万円の減、④昨年5月に設立された（一財）ふくしま医療機器産業推進機構の運営事業費が約8,000万円の減、合計約9億円の減である。

三村博昭委員

医療関連産業は、本県の大きな目玉の1つである。それが年度末に約9億円の大きな減額となることは、事業を推進する立場に立って見れば、受け手側が反応を示さなかったのか、あるいはそもそもの見立てが甘かったのか、そのあたりはどのように理解しているか。

医療関連産業集積推進室長

今ほどの説明は、研究開発事業が主体であるが、複数年、おおむね3年にわたる研究開発であり、今回減額した部分については、次年度に予算を補助申請して出していく考え方をとっている。

その理由として、医療機器の開発は進んでいるが、薬事の許可を取得するための治験や動物実験などが、今年度実施できなかったことから、企業から次年度に回したいとの申請があったので、今年度は減額し、次年度にその分を増額して申請してもらうことで考えている。

三村博昭委員

財源を見ると、繰入金を活用してそれを減額しているとの説明だが、もとに戻すのだから来年度に回しても何も問題ないと理解してよいか。

医療関連産業集積推進室長

そのとおりである。

三村博昭委員

商17ページ、ふくしま産業復興企業立地支援事業で約111億7,100万円の減である。当初予算で635億3,200万円が計上されていたが、その17.6%が減額となる。100億円単位の膨大な数字である。本県が企業立地に注力して、雇用の場の確保につなげていくという視点からこの数字を見たときに、非常に大きな減額だと思うが、今後の影響についてどのような見解を持っているか。

企業立地課長

ふくしま産業復興企業立地支援事業であるが、平成26年度当初予算を編成するに当たり、25年9月末時点で指定した企業に対し、完了時期についてアンケート調査をした結果が、26年度当初予算の金額である。その後、26年5月に再度アンケート調査を実施し、回答結果を踏まえながら、面談や電話による聞き取り調査により、いつ完成するのか確認し、今回積算した結果の差が約111億円の減額となった。理由としては、円安傾向が続いていることから生産品目の変更や設備投資の内容を再検討したり、海外工場から日本に持ってくるなどの変更があったり、建設作業員が集まらない、資材が確保できないことから着工時期の延期や完了時期のずれ込みなどがある。

制度上、完了が1年延びて29年度末までとなったので、それまでに事業が完了すれば補助対象となる。今回完了できなかったものは次年度以降、完了次第、その都度補助金を支払うこととなるので理解願う。

三村博昭委員

次年度以降の財源はどのようになるのか。単純に繰り越しということで基金に戻すのか。

企業立地課長

財源については、歳入の欄にある原子力災害等復興基金で管理しており、基金に戻され、必要な額については予算に繰り出しながら執行している。

三村博昭委員

本県の復興・再生には皆の職場が大きな役割を担っている。

もう1つは、議会とのかかわり合いである。これほど予算を膨らませておいて、尻すばみになったのでは、我々は県民に対して申しわけない。このような仕事をやるということでPRさせてもらっている。事情があつてのことではあると思うが、可能な限り予算に計上したものは実行するという意気込みを示してもらいたい。

商工労働部長

執行部側として、いろいろと減額理由はあるが、当初予算を積算するときに要望を聞いたり、我々独自の過去の経験から大体の予測をして積む。我々とすれば、金を貸すときに金がないから貸せない状態、補助金の予算が足りないので交付決定できない状況にはしたくないという思いもある。

確かに正直に述べれば、ある程度余裕を持ちながら予算を要求し承認してもらっていると思う。ただし、委員指摘のように議会との関係はどうかと聞かれれば、議会が議決した予算をしっかりと執行することが、我々執行部の責務である。今後さらなる予算の精査、積み上げをしっかりとしていきたい。そして本県の産業を確実に復興させるような意気込みで商工労働部としてしっかりと頑張りたい。

古市三久委員

先ほど椎根委員が質問した関連である。

旅行業者等から買い占め等はできないとの説明であったが、何かフィルターをかけて、個人が買える仕組みをつくったとの理解でよいか。

観光交流課長

今考えている販売ルートは、①コンビニエンスストアの端末を利用するもの、②インターネットから予約をするものである。コンビニエンスストアの端末は、その場に行ってそれを操作することとなる。そのときにまとめ買いができないように、例えば受付票を1枚ずつ出力するようにしたり、あるいはインターネット販売について割引クーポンを適用することになり、予約者1人に対しクーポンは恐らく1度しか利用できないので、1つの予約に対し1クーポンの設定となる。したがって、仮に旅行会社が大量にまとめ買いをしようとしても相当の手間がかかると考える。

古市三久委員

2点聞く。

まず、商2ページ、歳入欄に電源立地地域対策交付金がある。これは電源三法交付金であり、電気料金から徴収したものを交付するので、基本的には1年間の財源が出るものであり、そのような中で減額させられたのではないかと思うが、例えば、商1ページの歳入欄で、電源立地地域対策交付金が約400万円の減額となっている。歳出では商2ページで、約70万円の減額などもあるがこれにより実施できなくなった事業があるなどの影響はあるか。

また、電源立地促進費は、各自治体に配分するものが配分できなくなったとの理解でよいか。

企業立地課長

商2ページ、電源立地促進費の約2億円の減額である。電源立地交付金にもいろいろなメニューがあり、これは対象地域に企業などが新設や増設をしたときに、その電気料を8年間支援する仕組みになっており、その交付金については同額を歳入で減額しており、その部分は国からは交付されないが、そのことによりほかの事業が影響を受けるのではなく、あくまでも電気料の補助である。

次に市町村についてであるが、事務は（一財）電源地域振興センターが各企業等に交付しており、市町村を介して実施するものではない。市町村が実施する事業の電源立地交付金はまた別なものであり影響を受けるものではない。

古市三久委員

この2億円については、電気料金が支払われるものが支払われなくなったという理解でよいか。

つまり、電気料金が少し安くなるその企業が全額支払うこととなったのか。

次に、商2ページに空港国際化推進事業費が約70万円の減額があるが、これにより空港に何らかの影響があるか。

企業立地課長

電源立地促進費の減額であるが、これにより補助対象である企業等が全額を払うということではなく、補助率が下がった形になるので、全額自己負担になるものではない。

古市三久委員

5%が3%になったという意味か。

企業立地課長

計算式がいろいろと複雑であり、所定の算式に基づき算定されるが、それが少し減額措置されたものであり、5%から3%ではない。所定の算式に基づいて国が算定し交付しているので、全体が一律の割合で、全企業が減額されたものではない。算定式に基づいて、多かったり少なかつたりという企業は出てくる。あくまでも電気料金に対する補助であるので、空港国際化推進事業費とは別である。

部参事兼空港交流課長

空港関係の電源立地地域対策交付金については、福島空港の利用促進関係事業の財源に充てて事業を実施している。

また、商2ページの70万円等の減については、空港利活用対策費等の事業見込みによって生じた減額であり、その財源の減である。

宮本しづえ委員

先ほど三村委員も質問した商17ページ、ふくしま産業復興企業立地支援事業の約111億円の減である。平成26年度末で立地補助金は合計で基金から幾ら使用したこととなるのか。

また、基金の残高は幾らと見込まれるのか。

企業立地課長

約111億円の減額となるが、積算では、平成26年度は127件、全体累計で294件、これまでの指定が414件であるので、約71%である。

次に金額であるが、今回を含めると約1,013億円となる。予算額が2,004億円であるので、その差が残額となる。

宮本しづえ委員

約半分は、企業立地補助金として事業が完成したということである。

先ほどの説明で、企業立地補助金は平成29年度末までに完了すれば交付するので、これから受け付けも継続するという理解でよいか。

企業立地課長

企業立地補助金については、国への要望により1年延長されることとなり、平成28年度末が29年度末となった。事業は29年度末までに完成して操業開始すれば、補助対象となる。

次に、公募については、現在、昨年暮れからことしにかけて第7次募集をしているが、次回募集をどうするかは予算残額を見ながら検討することとなる。

次に、指定した金額は、414件で1,918億円である。

宮本しづえ委員

1,918億円は指定済みであるので、2,004億円との差額についてはまだ余裕があるので、これから公募すると理解してよいか。

企業立地課長

説明不足で申しわけない。第7次募集を既に終えており、現在審査しているが、指定した金額との差額について財源に充てている。今後については、その予算残額を見ながらの対応となる。

宮本しづえ委員

これから新たな募集はそれほどないとのことである。

次に、小規模企業者等設備導入資金貸付事業費について制度が廃止になるとのことだが、その理由を説明願う。

また、これにかわるものがどうなるのか、考えがあれば聞く。

経営金融課長

商28ページ、小規模企業者等設備導入資金貸付事業の新たな貸し付けが、平成27年度以降行われなため廃止となるが、これは25年度に国が小規模企業活性化法に基づき小規模企業関係の施策を見直し、この特別会計で取り扱っている設備貸与制度等が、国の制度としてなくなるものである。

これは、国の全国一律の法律に基づいている制度については見直し、再度新しい形で設備貸与事業を起こすことで、この事業については一旦終了するものである。

これをどうするかだが、国では27年度に新しい制度を立ち上げようとして取り組んでいるが、本県の場合は一般会計で県独自の機械貸与制度があるので、それを充実させることにより対応しようというものである。

国は、一旦この制度をやめて新しい制度を始めようとしているが、新しい制度はこれまで取っていなかった利子を取るなど、利用する事業者側にとって少し不利になる。本県の場合はたまたま一般会計で機械貸与という同種類の制度があるので、それを充実することにより当該事業が廃止になる分をカバーすべく設計している。

宮本しづえ委員

今ほどの説明が、本県独自の中小事業者に対する新しい貸付制度であると理解してよいか。

経営金融課長

そのとおりである。

古市三久委員

地方創生に関する国の補正が各県に配分されているが、商工労働部全体における地方創生に関する補正の合計額は幾らか。

部参事兼商工総務課長

今回の国の補正で本県に配分された額が約35億2,300万円と理解している。そのうち2月補正における商工労働部分は12事業で約24億800万円を計上しており、県全体の7割弱となっている

(3月6日(金) 企業局)

宮本しづえ委員

企業9ページ、地域開発事業会計について聞く。地域開発事業収益でマイナス10億円規模で、その内訳が営業収益と特別利益の減額であるが、営業収益の5億円超の見込み損、想定した金額で売却できなかったものか、あるいは予定した価格との差額であったのか、その理由を説明願う。

また、特別利益は一般会計から繰り入れて除染する予定分が減額との説明であるが、除染はまだ実施していないのか。あるいは実施した費用との差額であるのか。

販売推進課長

まず、営業収益の関係であるが、今年度販売目標に掲げた予定面積が達成できなかったための減額であり、販売価格を下げたものではない。

次に、特別利益の除染関係であるが、白河B工区で発生した除染廃棄物について、地元の仮置き場に搬入する予定が、搬入計画の順番で、昨年暮れになって搬入できる見通しが立ったことから、今年度の搬入分以外を減額し、その分を新年度予算に計上し平成27年度に搬入する予定である。そのほか田村西部工業団地で、今年度使用しなかった分も減額する。

宮本しづえ委員

販売価格ではなく、販売予定面積が達成できなかったとのことだが、見込んでいたのは主にどの団地であるか。

販売推進課長

計画では、田村、白河それぞれ計上していたが、規模が大きいのは主に田村である。

(3月6日(金) 教育庁)

宮本しづえ委員

教6ページ、被災児童生徒等就学支援事業は、約2億円の非常に大きな減額だが、被災児童生徒数が減ったためか、その理由を説明願う。

義務教育課長

平成25年度分が確定しなかったため、前年度の24年度実績で当該事業の対象生徒を想定した。

幼稚園、保育所関係の幼児就園支援事業は1,780人の実績から1,800人、児童生徒の就学支援事業については24年度の8,220人の実績から8,400人を見込んで予算を計上していたが、25年度実績は、幼児就園支援事業が1,650人程度、児童生徒の就学支援事業が5,500人程度であり、合計3,000人程度が減る見込みであるため減となるものである。

宮本しづえ委員

被災地の児童生徒等が、実数でそれだけ減ってしまったのか。

義務教育課長

対象人数が減となった大きな要因は、いわき市において、それまで収入基準を設けず対象児童に支給していたところ、外部監査で収入基準を設けるべきとの指摘がなされたことから、生活保護の1.5倍という準要保護の基準を設けたことにより対象児童が1,200人程度減ったことによるものである。

また、全体的に子供の数が減っており、収入基準を設けている市町村もある。その基準以下でなければこの制度を適用できないこともあるので、対象人数が減ってきていると考えている。

宮本しづえ委員

収入基準を設けたのは、いわき市だけか。

義務教育課長

15市町村で収入基準を設けている。

宮本しづえ委員

例えば、いわき市に避難して義務教育を受けている場合は、いわき市の基準に準じた取り扱い、つまり被災児童等の対象外となるのか。

義務教育課長

当該制度、特に浜通り地区の子供については、避難している市町村、あるいは元々の住所がある市町村、どちらで適用を受けてもよく、保護者が選択できるようになっている。

宮本しづえ委員

避難先の市町村で受きたい希望者に対しては、避難先自治体の基準で適否を判断するので、その結果対象人数が減となった。被災地児童生徒等であれば対象となる違いを保護者らは正しく認識しているのか。

義務教育課長

今の居住地、元々の自治体のどちらも選択できることについて、各家庭に周知されているものと認識している。

古市三久委員

教17ページ、ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業の約3億円の減であるが、これは利用者が少なかったという理解でよいか。

社会教育課長

今年度も約14万人の利用があり、小中学校は1,000人程度、幼稚園・保育所は1万人程度増加したが、いわゆる社会教育団体の利用が減少したため、全体として減となった。

予算については、毎年度不足することがないよう、十分に余裕を持った積算をしているため、その分を減額するものである。

ただし、この予算残は、そのまま流れるのではなく、次年度に繰り越しできることから、次年度も大切にに使わせてもらいたい。

古市三久委員

社会教育団体の利用減の要因について、どのように分析しているか。

社会教育課長

さまざまな要因があると思うが、震災前の平成22年度までは、1万4,000人規模のスポーツ少年団の大会が9つあったが、震災後の23年度には1つに減ってしまった。それが、26年度は震災前と同じ数に復活した。スポーツ少年団が、今まで団体本来の競技であるサッカーや野球などができなかったために当該事業を利用していましたが、本来競技をできる環境に戻ってきたことが一つの要因として考えられる。団体本来の競技である野球やサッカーなどの活動ができるように戻ったことで、土日の使い方が少しずつ変化しているのではないかと考えている。

古市三久委員

以前のパターンに戻ったので当該事業の利用者が減ったことがわかった。

次に、教育長の説明にあった教職員の旅費であるが、議案説明資料ではどの部分に含まれているか。

財務課長

旅費については、小学校費、中学校費、高等学校費及び特別支援学校費ごとに、教職員費の給与等に含まれている。例えば、教6ページ、小学校費－教職員費－教職員費の説明欄に教職員の給与等1億1,170万9,000円の減であるが、これが給与と旅費を合わせた補正額である。

古市三久委員

それに対する歳入の財源について説明願う。

財務課長

教職員費の旅費の財源は、一般財源である。

古市三久委員

非常に窮屈な財政運営をしている中で、一般財源を充てているとのことであるが、小学校費、中学校費、高等学校費及び特別支援学校費の旅費に不足はあるか。

あれば、不足額はそれぞれ幾らか。

財務課長

旅費の不足分は、これから旅行命令が出される見込みに基づき必要額を算出し、その分を要求しており、小学校費574万1,000円、中学校費1,467万3,000円、高等学校費680万8,000円、特別支援学校費213万6,000円となっている。

古市三久委員

今回の不足分は一般財源なので、総務部財政課に頼んで予算対応してもらったとの理解でよいか。

財務課長

総務部財政課に予算要求の理由等を説明し、財源を手当てしてもらったということである。

古市三久委員

旅費がふえた要因として、部活動等の大会引率費が当初の見込みよりふえたのは何か理由があるか。

また、今年度限りの問題なのか、あるいは今後も同様の問題が発生すると見込んでいるのか。

財務課長

旅費が不足した大きな要因は、小中学校で新規採用教職員が平成25年度との比較で大きくふえたことによるものであり、例えば小学校で前年比75名増となっている。新規採用教職員や異動職員に対する赴任旅費、多い人で約20万円、さらに家族があればふえ、例えば、福島市から会津若松市で約20万円となる。したがって、75名分でおよそ1,500万円にもなる。

次に、修学旅行等での生徒引率旅費、貸し切りバスの料金が引き上げられた。これは、24年度に関越道の高速ツアーバスの事故があったため、運転手に対する人件費分が増となっている。

そのほか、中学校では、中学校体育大会が25年度の東海地区から、26年度は四国での開催となったため、旅費増となっている。

バス料金の増は今後も同様であり、採用職員数や大会の開催地等は、年度ごとに異なるので変動要因と考える。

古市三久委員

年度により変動するものはそのとおりであるが、教職員の採用増は、前年度に予測することはできないのか。

財務課長

当初予算の要求時期の段階では困難である。

古市三久委員

教24ページ、学校給食モニタリング事業が約1,300万円の減となった理由を説明願う。

健康教育課長

当初予算では、全市町村で事業実施を見込んでいたが、今年度実績は、26市町村及び県立5校となっており、昨年度よりふえたものの当初予算での見込みからは減となった。

古市三久委員

ことはふえたが、当初予算見込みよりは費用がかからなかったということか。

また、学校給食地場産物活用事業の約7,500万円の減の理由は何か。

健康教育課長

学校給食モニタリング事業については、そのとおりである。

地場産物活用事業は、実施主体が教育庁と農林水産部の2つあり、その合計の減額である。

教育庁の「いただきます。ふくしまさん」事業が約3,000万円の減であり、十分に予算を活用できず申しわけない。申請学校数は昨年度比で約2倍にふえているが、今年度は大規模校でも活用できるよう予算を増額し、1校当たり10万円としたが、実際に取り組んだのは小規模校が多く、実際の申請額が1校当たり4万円ほどで申請総額が余り伸びなかった。

また、学校数は昨年度よりふえたが、大規模校でも実施できるよう要件を検討する必要がある。例えば要件の1つに保護者の試食会を設定しているが、大規模校だと食数を確保するのが難しいので、試食会の条件を柔軟にすることで大規模校でも実施できるのではないかと思う。要綱等を改正し、来年度はより一層の活用を進めたい。

もう1つ、農林水産部の学校給食おいしい県産農林水産物活用事業も昨年度比で約2倍の学校が取り組んだが、こちらも十分な予算を確保していたため、約4,000万円の減となった。生徒児童1人当たり500円を上限に補助するものであるが、実績が約350円で減の要因となっている。

次年度は米の地場産米活用もふえてくると思うので、事業の活用がより一層進むものと見込んでいる。

古市三久委員

この事業は、県産農林水産物を活用した学校給食に1食当たり幾らと補助するものであるか。

健康教育課長

そのとおりである。

古市三久委員

農林水産部でも実施している。縦割りだから仕方がないのかもしれないが、同じような事業を実施することが妥当であるのか、農林水産部ともよく調整し円滑な事業実施を考えるべきと思うので、要望する。

丹治智幸副委員長

今ほどの学校給食地場産物活用事業についてである。実績では前年比2～3%上がっているものの、予算の約8割を利用しないで来年度充実させるとのことであるが、事業をやめたほうがよいのではないかと。

年度末に減額補正して、次年度に事業を充実させるという評価が間違っているのではないかとと思うが、どうか。

健康教育課長

確かに、当初予算比では両事業とも実施率は20数%である。当初予算では、より多くの学校が取り組めるよう大きく見込んで設定したところであり、実際に両事業とも昨年度比では申請数が倍増している。

事業の周知をより一層図るとともに、要綱等を改正して事業がより活用しやすくなるようにしたい。食育推進の観点も含めながら、地場産農林水産物の活用を推進するためにも当該事業を継続したいと考えている。

丹治智幸副委員長

地場産農林水産物の活用を促進する事業であるが、保護者に試食してもらうなど、事業が目的化しているのではないかと。学校給食における地場産物活用割合の平成32年度までの目標が40%であるなら、それに近づけるような施策を実施しなくてはならないので、減額理由の説明としてその評価はよくないと思う。これは感想である。

宮本しづえ委員

高校生に対する奨学資金貸し付けの減について聞く。

どのように高校生を把握しながらこの制度の活用を促進するか、これまでも問題提起してきたが、残念ながら今年度も減額となっている。このあたりの状況を県としてどのように捉えているか。

また、積極的に活用を図るべきと思うが、そのための対策をどのように考えているか。

高校教育課長

高校生の奨学金の貸し付けであるが、高等学校部分で約2,800万円の減額となっている。平成26年度当初予算では、25年度実績が約1,500名であったので、1,600名を想定して予算化した。これは、通常のものといわゆる震災特例を合わせた数字である。

しかしながら、今年度末の見込みで1,100名ほどであり、当初比で約500名が減少となった。要因としては震災特例対象の生徒が減っているためだが、その理由は、震災直後に震災特例で採用された奨学生が卒業し、継続貸与が減少したことが大きいと考える。

また、震災直後の混乱した状況と比べて、少しずつではあるが落ちついてきている生徒も多いのではないかとと思う。

ただし、制度の周知については、前回委員から指摘もあったので、新年度の入学生一人一人や保護者との面談の中で、就学支援が必要な生徒に対しきちんと説明したい。

宮本しづえ委員

ぜひ周知徹底願う。そのような対策を評価したい。

次に、先ほど古市委員からも質問のあったふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業について聞く。減額理由の説明は

あったが、当該事業の初年度は40数億円の事業費を組んでいたが、今年度の実績は7億円程度で、これをどう見るかである。

いろいろな見方があってもよいが、初期の混乱した状況からは少し落ちついて、子供たちも外で遊ばせることができるようになったなど、環境の変化や受けとめの変化が起きているのであろう。そのことは子供たちにとってもよいことだと思うが、せっかくだから保養も兼ねて子供たちを地元自治体以外の県内に連れ出したいという要望はかなりある。

ところが、過年度の実施要綱等では、実施時期を夏季と冬季に制限しており、どうしても使いにくいとの声があるので、改善してはどうか。

また、当委員会で会津方部における教育旅行の調査をしたが、関係者からは県内での誘客に当該事業は有効であるとの意見もあり、改めて県内観光地の地域活性化にも重要な位置づけを持った事業であるとの確認ができた。事業への投下費用は県内に循環するので、大変な状況に置かれている県内観光業者の活性化にもつながると思うので、当該事業の積極的な活用が図られるような見直しをぜひ検討してもらいたいが、どうか。

社会教育課長

ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業であるが、これまで約95万人と多くの方々に活用してもらい、利用者100万人も間近である。そのときどきの社会情勢や子供が置かれている状況などをいろいろと勘案して次年度に不足することのないよう十分な予算を計上し、さまざまな意見をもらったり、アンケート調査などもしながら実施してきたが、これからもさまざまな意見や社会情勢等を踏まえ取り組んでいきたい。

三村博昭委員

教4ページ、生徒指導費7,118万2,000円の減のうち、教育相談推進事業で7,093万2,000円の減となっているが、その理由は何か。

義務教育課長

教育相談推進事業には、5つの小事業がある。予算額が大きいものは、スクールカウンセラー活用事業と派遣事業、スクールソーシャルワーカー派遣事業等である。

内訳は、スクールカウンセラー分が5,000万円超、スクールソーシャルワーカー分が約1,600万円である。費目では、報酬2,150万円、旅費3,261万円、委託費約1,350万円である。

三村博昭委員

内訳はわかったが、減額の理由は何か。

義務教育課長

スクールカウンセラーを配置するときどのような人を充てるかだが、まずは県内の臨床心理士等の有資格者を第一義的に配置し、次に、県外から臨床心理士会等を通じて依頼し、県外在住の臨床心理士を充てる。それでも不足するような場合は、スクールカウンセラーとして臨床心理士と同等の資格を持つ準カウンセラーを充てている。

当初予算編成の際には、できるだけ多くの正カウンセラーを配置したいと考えて積算している。報酬単価が、正カウンセラーは1時間当たり5,500円、準カウンセラーは同3,000円であるので、正カウンセラーを予定していたところで実際には準カウンセラーとなれば、その差額が1時間当たり2,500円となる。また、旅費も県外から来る場合でも十分な予算を確保するため、東京都からで設定し、1回当たり2万円超で計上しているが、実際には県外からの応援も数が減っている。また勤務場所も県南方部や県中方部など、なるべく旅費がかからない配置に努めたので、減額となった。

次にスクールソーシャルワーカーの委託費約1,340万円は、20市町村に委託している。1人当たり270万円の上限を設定しているが、年度末で1人当たり40～50万円は限度に達していないため減額したいとの申し出があり、20人分で約1,000万円が減額となる。

三村博昭委員

カウンセラーには正と準があるとの説明があったが、成果についてはどのような違いがあるのか。正カウンセラーと比較して、準カウンセラーが安上がりな仕事をしているように聞こえるので、説明願う。

義務教育課長

カウンセリング業務上は、子供にとってはどちらも同じカウンセラーとして相談に乗っている。子供たちにとって、自分の抱えている問題が解消に向かうのであれば、正でも準でも成果は同じと認識している。

報酬単価の差額は、臨床心理士という臨床心理士学会が認める有資格者かどうかの1点だけで正か準かの仕切りをしている。

三村博昭委員

成果を受ける立場の児童生徒の受けとめ方であると思うが、社会的にも子供たちの心理の問題は大きくなっており、我々大人の立場、特に教育委員会は教育的立場から、成果が上がらなければ児童生徒の認識の問題ではなく、教育現場における認識がどうであるかが極めて重要になってくると思う。そのような視点も、報酬単価に影響を与えるものではないか。正と準でどちらがよいかとなれば、一般的には正がよいと思うが、予算は確保されているのか。受ける児童生徒の立場ではなく、教育現場としての姿勢を示すべきと思うが、どうか。

義務教育課長

委員指摘のとおり、できるだけ多くの正カウンセラーを確保したいと努めている。県内での有資格者の総数は把握できていないが、毎年正カウンセラーを中心に募集しているが、なかなか人数が確保できない状況である。

現在、県内のカウンセラーとして勤務しているのは70名程度で、県外からの応援が63名である。正カウンセラーには、できるだけ複数の学校を掛け持ちするように頼んでいるが、実際には臨床心理士の有資格者は病院勤務等の本職があるので、週に1回あるいはせいぜい2回しか勤務できないという実情があり、なかなか拡大できないのが現状である。正カウンセラーが配置できるよう、次年度も努力したい。

三村博昭委員

教5ページ、退職手当についてである。平成26年度に退職見込みとして予算措置したが、25年度中に退任したため減額するとの説明であった。

25年度に退職したとすれば、26年度の当初では既に退職者はいないはずである。6月、9月、12月の各補正の段階で、なぜ措置しなかったのか。

福利課長

2月補正となった理由だが、定年による退職手当額は、委員指摘のとおり前年度末に勧奨退職した者がおり、大幅に減額となることは想定されたが、例えば6月や12月補正、策定期間が予算より大分前の2～3カ月前から準備をするので、補正するための基礎データについて定年退職者は確定しているが、それ以外の勧奨退職者等を含めた全体の退職者数が不確定であり、全体額を確定できなかったため、今回の2月補正で計上したものである。

三村博昭委員

職員給与や退職手当などは、おくれて支給するわけにはいかないので、きちんとした対応が求められる。今回の減額は、平成26年度中に退職するであろう方々の予算措置であった。説明では、その方々の中から25年度中に退職した人がいたから余ったとあったが、見方を変えれば、新たに26年度中に早期退職する人が出てくることも想定したと理解できなくもないが、できるだけ速やかな予算措置をすることに重きを置いてはどうか。

次に、教6ページ、奨学資金特別会計操出金が累計で約3億3,700万円計上されている。その下段には、被災児童生徒等支援費がある。当初予算では、14億7,766万5,000円が計上されているが、年度末で約14%の残があるので減額する。被災児童生徒等の子供たちにとっては当該支援金は大変重要な重みのある応援資金と思うが、なぜこれだけの減となるのか。

義務教育課長

当該事業は市町村に対する補助金であるので、市町村から実績が上がってきて、必要額を補助金として出すものである。積算基礎は、平成24年度をもとに支給できないことがないよう最大値で見込んでいたが、実際には約3,000人減となったため、減額補正するものである。

三村博昭委員

教12ページ、高校生修学支援費の1億1,721万9,000円の減であるが、当初予算額から約37%減、執行率は約63%だが、その理由は何か。

高校教育課長

当該制度は、今年度創設された高校生等奨学給付金事業であり、高校生等がいる世帯ごとの市町村民税が非課税の世帯に対して、授業料以外の教育費の負担を軽減する趣旨で設けられた給付である。

減額補正となった最大の理由は、当初予算編成のときは、当事業の設計時点で文部科学省から示された給付単価が、国公立の生徒の場合は一律12万9,700円であったが、事業実施段階で示された実際の給付単価は、国公立の全日制で第1子は3万7,400円と大幅に低額となった。一方で、23歳未満の扶養されている兄弟がいる第2子の高校生は12万9,700円となった。当制度は平成26年度創設であり、今年度の入学生から適用となったことが大幅減の理由である。

実際の人数は、当初積算では2,380人ほどを対象者と見込んで予算編成したが、実際の決算段階では2,757人で見込みよりは多くなったが、給付単価が下がったため執行残となった。

(3月10日 (火) 教育庁)

宮本しづえ委員

教育庁の予算総額について、前年比約33億円の減となった主な理由を説明願う。

財務課長

前年度との比較で減額幅の大きい事業が幾つかある。

例えば、教27ページの公立学校等校舎内緊急環境改善事業は、市町村立学校のエアコン設置に対する補助事業であるが、平成26年度当初が42億8,200万円に対して、27年度は約1,300万円と大幅な減となっている。

そのほか、教29ページの県立学校施設等災害復旧費も前年度比で約28億円の減で、これらが大きな減の要因となってい

る。

宮本しづえ委員

教職員の条例定数が199人の減であるが、平成27年度の小中高及び特別支援学校について、それぞれの定数と常勤講師の見込み数を聞く。

義務教育課長

小学校は定数内教職員数が7,560人、定数外の補充教員等は462人を予定しており、中学校は定数内教職員が4,595人、補充教員等は310人を予定している。

高校教育課長

高等学校は、全日制、定時制及び通信制を合わせて、事務職員を含め、本務者が4,187人で、平成26年度比で約100人減、定数外講師等は通信制も合わせて209人で前年比2人増である。

特別支援教育課長

特別支援学校では、定数内教職員数が全て合わせて1,543人、定数外は88人を要求している。

宮本しづえ委員

平成27年度も定数外のいわゆる非常勤講師を充てて、30人学級や30人程度学級を実施する。

定数内とは、標準法で算定して何人との数字であるが、それと正規雇用するかしないかは、採用者である県に裁量があると思うが、標準法内の定数に正規雇用を限る規定が何かあるのか。

義務教育課長

小中学校では、先ほど説明した定数内の教職員数に震災加配が約500人、標準法定数以外の研修等定数を本県では30人程度学級に用いており、それが770～780人程度含まれる。この定数に該当するものは、永年に認められるかどうか、次年度に担保されるかは不確かであるので、この部分は講師を充てざるを得ない。

ただし、本県においては30人程度学級及び震災加配で本務者を半数程度充てているのも事実であるので、理解願う。

宮本しづえ委員

理由があつて本務外の職員を充てているとのことである。本県の場合、4年が過ぎたが、震災による影響はこれからどれだけ継続するか、まだまだわからない状態であるので、長期的な視点で対策をとるべきだと思う。

財政当局との話でそのようになると思うが、本県の教育にとって必要であり、30人学級も31人学級も本県独自のすぐれた制度として、日本一子育てしやすい県をつくるという大きな政策の一環であるので、財源の保証も教育委員会として求めることが必要だと考える。この件については、引き続き重要な課題として要望しておく。

次に、文部科学省が学校司書の配置について、各学校に司書教諭ではなく、専任の学校司書を配置しようと予算措置を図ることとなった。

県も5カ年計画で全校に配置したいとの新聞報道もあったが、新年度予算を見るとそれほど大きな額ではないので、どのように計画を推進するのか心配している。計画に基づきどのように平成27年度予算に計上したのか。

義務教育課長

学校司書については、市町村に地方財政措置がなされている。2校に1人程度、非常勤で配置をする状況である。配置率については、これまで約24%であったが、平成26年度末で小学校は3割程度に上昇する予定である。中学校は残念ながら25%どまりである。まずは、できるだけ市町村で配置してもらえよう促進に努めたい。

次年度は、別事業でサポートティーチャー派遣事業を展開する。休業中の学習支援や、授業であれば科学実験など教員が負担となる場所に職員を配置する事業だが、このサポートティーチャー事業の枠の中で読書活動を中心とした派遣もする。年間80時間くらいであるが、子供たちに読書活動をするときには当然の本を選定するかなどの作業が出てくるので、そのあたりの学校図書館の簡単な整備や図書の紹介などもできる範囲で行っていき、子供たちに読書を通して、心のケア、あるいは学力向上を図るような方策をとりたいと考えている。

宮本しづえ委員

今ほどの説明で、各市町村には地方交付税措置として2校に1校程度の割合で学校司書が配置できるよう直接予算措置がなされているということであるが、県における平成27年度予算にはどのような内容があるのか。

また、27年度には現状の配置率24%を30%程度に引き上げ、約3分の1の学校には学校司書が配置できるとのことであるが、新聞報道にあるように、5カ年で全校に配置する明確な目標があつての27年度か、あるいはあくまでも当面の目標で30%でしかないのか、その位置づけを説明願う。

教育総務課長

県立高校について述べる。これまで県立高校88校のうち53校に学校司書を配置している。主に12学級以上の学校を優先的に配置してきたが、「第三次福島県子ども読書活動推進計画」の目標が平成31年度までに配置率100%であるので、27年度は7校追加を考えている。必要経費については、教2ページ、職員管理費で計上している。

義務教育課長

小中学校については、各市町村に地方財政措置がされ、平成26年度は、例えば白河市が学校司書の配置を促進している。したがって、このような取り組みをほかの市町村に周知することや、学校図書館にかかわる人たちが、読書を中心に出ることで非常に有効であることを、配置されていない市町村に理解してもらいたいと考えている。

31年度までに配置率100%の目標を掲げているが、27年度で何%ではなく、しっかりと上昇するよう、市町村に働きかけたい。

もう一つの事業として、教5ページ、学力向上推進支援事業の中で学校図書館活性化実践事業がある。これは文部科学省の委託事業であるが、学校司書を配置している市町村の学校司書の資質向上に資するための研修等が組める事業にエントリーしている。これが認められれば、県内の2市町で事業実施ができる。このような学校司書の資質向上を図ることで有効活用できると思うので、このような成果も全県下に波及させていきたい。

宮本しづえ委員

新しい国の措置により、ぜひ全校へ早期に学校司書が配置できるよう、県として市町村を支援してもらいたい。

学校司書の配置にはいろいろな形態があり、これまで郡山市のようにPTA負担で配置してきた例もあれば、配置が全然ない市町村もある。これで事態が一気に進むよう、県には市町村を応援してもらいたい。国がこのような方針を打ち出したのは最近であり、市町村が既に予算を組んだ後なので新年度予算に組み入れることが困難であったと思う。補正予算も含め、市町村が実施できるよう県としてぜひとも支援願う。

次に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置についてである。整理予算のときにも少し話があつ

たが、臨床心理士の確保が難しいこともあり、なかなか正カウンセラーの配置が難しいとのことである。スクールカウンセラーもそうだが、特にスクールソーシャルワーカーの配置について、もう少し重視して取り組む必要があるのではないか。今回の川崎市の非常に痛ましい事件もあり、それぞれの子供たちがさまざまな事情を抱えている。そのような社会的な背景、事情も含め、きちんと子供たちに対応できるような専門的な職員の配置を考えたときに、スクールソーシャルワーカーの位置づけは非常に重要である。27年度のスクールソーシャルワーカーの配置計画について、説明願う。

義務教育課長

平成27年度のスクールソーシャルワーカーであるが、22市町村に24人、7教育事務所に16人、合計40人配置したい。さらに、スクールソーシャルワーカーは、それぞれ資格を持って業務に当たっているが、相談業務については、まだまだ十分な対応ができない方々もいるので、スーパーバイザーを26年度の3名から27年度は4名にふやし、スクールソーシャルワーカーの支援、サポートをしてもらいたいと考えている。

宮本しづえ委員

ぜひそのような位置づけで増強してもらいたいので、引き続き取り組み願う。

次に、双葉郡の中高一貫校についてである。

前に希望者は全員入学させてもらいたいと要望していたが、教育庁としては、きちんと入学試験をしたいと説明があった。入学試験を実施して、結果としてふたば未来学園への入学希望者は全員入れて、定数もふやすところまでは来た。

私が心配しているのは、現在1年生が281人、2年生が290人、3年生266人がサテライトで学んでいる。各学年とも300人近い生徒が、双葉郡のサテライトで学んでいた。サテライトの募集は停止するので、もう少し入学者数がふえるのではないかと考えていたが、結果的には双葉郡からは100名超しか希望がなかった。それ以外の双葉郡の中学生についての状況はどのように把握しているか。

また、ふたば未来学園には多くの講師陣の応援があり、それについては喜ばしいことではあるが、特別に講師への謝礼も予算計上されている。この特別講師に対する謝礼は、どのような基準で支払われるのか。

高校教育課長

双葉郡内の中学3年生であるが、例えば広野町では大半がふたば未来学園に進学を希望したが、それ以外のいわき市、三春町、二本松市及び会津若松市などの中学校で活動している中学3年生は近隣の高等学校に志願した生徒が少なからずあったと認識している。

次に、外部講師への報酬等については、基本的に県が定める報酬単価で考えているが、いわゆる応援団の方々は無報酬で考えている方が多い。旅費は規程に基づき実費弁償で対応したいと考えている。

宮本しづえ委員

教18ページ、ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業の7億4,989万9,000円である。整理予算のときにも述べたが、使い勝手がいま一つよくないことがあり、利用者からは、計画を提出しても選別されて、この事業は対象だがこの事業は対象外とされるなど、いろいろ発生していると聞く。県側が条件を付して、これはよい、これはだめではなく、せっかく保護者たちが立てた計画なので、それを尊重して、予算を残すのではなく、新年度はもう少し使い勝手のよい、より幅広く利用しやすい環境整備をして効果的にこの事業を利用できるように見直すべきと思うが、どうか。

社会教育課長

当事業であるが、条件を付すなどどうかとのことである。

平成26年度は、幼稚園・保育所も利用者が1万人増となったが、社会教育団体の分が3万人ほど減少した。その理由はさきの整理予算のときにも説明したが、週末の利用の仕方が変化してきているのではないかと。

先日、家族でも使えるようにとの話もあったが、我々はあくまでも教育委員会であるため、まずは小中学生、幼稚園・保育所といった学童への支援を考えたい。また、社会教育課でもあるため、次には社会教育団体への支援を考えたい。どうしても家族の部分については、例えば5人のところが厳しくなるという話もある。少子、核家族化が進行している中で、望ましい集団活動を通じて子供たちの社会性を育成していきたいという思いもある。時々の置かれた条件を総合的に考えて、今の要綱にしており、より多くの県民が利用できるようにしたい。

三村博昭委員

教5ページ、生徒指導費である。平成26年当初予算では、約5億5,600万円が計上されていた。27年度は5億5,400万円だが、昨年度は2月補正で7,000万円を減額しているの、ことしの当初予算は、結果、昨年度よりもふえている状況であるが、26年度に減額補正をした実績を踏まえれば、今回の予算措置はどのような考えに基づいたものか、説明願う。

義務教育課長

昨年度の減額補正を踏まえ、今年度は実績に応じ予算編成をした。特に教育相談推進事業について、平成26年度は、先週の常任委員会で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの報償費及び旅費等を減額補正した。27年度は、スクールソーシャルワーカー等で増員を図る。また、スクールカウンセラー等は、今年度と同数配置したいと考えているので、それに見合う予算を計上した。

三村博昭委員

ただいまの説明では平成27年度予算は、26年度の実績を踏まえれば、増額したとの説明である。現実には26年度の予算は、相談事業で9億5,400万円を計上している。27年度は5億4,900万円であり、数字上は減少している。これら事業に力を入れるとの説明は数字上にはあらわれていないが、どのように解釈すればよいか。

義務教育課長

教育相談推進事業の予定額については、スクールカウンセラーにかかわる予算は、1,900万円ほどの減額を考えている。それは、医療費や報償費を考えたときに、今年度に配置する数、正及び準カウンセラーの比率等も考えてのことである。逆に、スクールソーシャルワーカーは、人数をふやすことにより1億8,000万円ほど増額を考えている。スクールカウンセラーに関しては、1,900万円の減であり、スクールソーシャルワーカーは1,800万円の増である。サポートティーチャーで読書活動を中心に増員を図るので、918万円ほど増を考えている。

三村博昭委員

計画した事業の成果が上がることを期待したい。

次に、教6ページ、退職手当である。平成27年当初予算では、約168億3,100万円が計上されている。26年2月補正で、12億2,500万円の減について説明を求めたが、25年度中に退職者がいたので26年度に減額をしたと説明であった。26年度は148億3,600万円で、ことしは20億円ほど多く計上されているが、27年当初予算の積算における退職予定者の数は幾らか。

福利課長

退職者数のうち定年退職者数は、484人を計上している。

三村博昭委員

同ページ、災害児童生活等支援費も極めて重要な役割を持つ予算だと思う。平成26年度は14億7,700万円ほど計上していたが、26年2月補正で10億6,600万円ほど減額している。したがって、27年度はそれら実績を踏まえたものと思うが、被災者や被災児童を考えると、この減額処置は、被災児童の数が減ったことが理由であるか、説明願う。

義務教育課長

被災児童生徒の対象数だが、昨年度減額補正をしたのは、平成24年度の実績で積算をしており、26年度は、それよりも3,000人以上数が減ったので、大きな減となった。来年度予算は25年度実績をもとに積算していることから、幼稚園、保育所の支援事業は1,630人、児童生徒は6,200人を見込んでおり、いずれも25年度の実績以上を見込んで積算している。

三村博昭委員

被災児童は、県内外の各地域にいるが、説明のあった数字は、県内の学校に就学するものだけか。

義務教育課長

委員指摘のとおり、県内の幼稚園の児童及び小中学校の生徒である。

県外に避難をしていれば、その県外の避難先で同じような支援を受けているものと承知している。

三村博昭委員

教12ページ、学校維持管理費である。大規模改造事業に62億3,300万円ほど計上されている。どこの学校か説明がなかったが、対象校は1校かあるいは複数校か説明願う。

施設財産室長

大規模改造事業の対象校であるが、校舎と体育館の2本立てであり、校舎は、29校46棟分を計上している。また、体育館は、重複もあるが、14校15棟であり、合計で延べ43校61棟分を計上している。

三村博昭委員

今ほど説明のあった工事を予定している学校名がわかれば、後ほど資料提出願う。

教13ページ、維持管理費の説明欄11、高等学校就学支援事業で29億円ほど計上されているが、内容について説明願う。

財務課長

高等学校就学支援事業の29億円だが、これは平成26年度から高等学校授業料の見直しがスタートして、所得基準未満の家庭には、国から就学支援金が県に支給され、それを各家庭の授業料と相殺する形で県の収入に充てている。26年度はスタート年度で当初予算で13億円程度を計上したが、27年度は1学年ふえ2学年分となるため、29億円を計上している。

三村博昭委員

同じく説明欄17、双葉郡中高一貫校設置事業であるが、平成26年2月補正で1億1,400万円を減額しながら、当初予算で1億400万円を計上している。

26年度は、なぜこの事業に取り組めなかったのか。

高校教育課長

平成26年度予算で、今年度の開校に当たり必要な備品等を購入したが、1億円ほど請け差があったことから減額補正をした。当初予算で計上しているのは、例えば農場施設や実験実習装置の整備など、開校後でも間に合う備品等購入費である。

三村博昭委員

いずれにしても、昨年もことしも備品である。議会で議決した予算の範囲内であれば、有効活用することが予算執行上は最善ではなかったのかとの思いから質問している。

同ページ、高校生修学支援費—高校等奨学資金給付事業である。平成27年度は8億7,600万円ほど計上されているが、昨年度は3億1,600万円を計上しながら約37%の減額補正をしている。ことしは、倍以上の予算を計上しているが、その根拠を説明願う。

高校教育課長

先週の常任委員会で、大幅な減額補正の理由について次のように説明した。

当初、国が制度設計をした段階では、低所得世帯の高校生等に対し、国公立の場合一律で12万9,700円の給付単価であったが、その後の執行段階において、第1子と第2子以降で単価に差が設けられ、第1子については大幅に下がって、3万7,400円になった。

今回非常に大きく増となる理由は、一つには、平成26年度から学年進行でスタートした事業なので27年度は対象学年が第1学年と第2学年の2学年にわたることがある。また、文部科学省の概算要求において、給付単価が昨年度の制度設計時点の単価に近い12万6,000円で作られたので、我々もこの概算要求に基づき積算をし直したものである。

三村博昭委員

職員の給与関係の条例改正についてであるが、給与表の改定表などを見ると、かなりの減額幅になっている。これは規定の中での数字であろうが、改正前の給与で支給する場合の額と、ことし計上した改正後における職員に対する支給額の差である減額幅は幾らか。

財務課長

人件費、給料について当初予算で要求する見積もりは、毎年11月時点での現員と現給をベースに、退職、採用あるいは改正を加味した形で積算しており、平成27年度における給与等は、1億3,400万円程度の減で要求している。

古市三久委員

2,000億円の予算の中で、復興関係予算は幾らか。

理事兼政策監

総額約2,000億円のうち、大きなものが人件費で約1,800億円、残りが実際の教育委員会の事業経費になると思うが、そのうちどれが復興経費かとなれば、今はこのような時代であるので、教育委員会で実施しようとする事業は全てが復興に寄与する経費だと思っている。そのため、どれを復興予算として抜き出すのかは、今の段階では回答できる資料を持ち合わせていないため即答はできない。

古市三久委員

歳入を見ると、いろいろな震災関係の予算が記載されているので、その総額が幾らであるのか知りたい。

政策監が述べたように2,000億円のうち、人件費が1,800億円で、残り200億円がその他の政策的なものを含めた経費であり、極めて制約された予算だと思うが、復興関連予算の額がわかれば後ほど教示願う。

平成27年度のふたば未来学園高校の開校に関連する予算は幾らか。

高校教育課長

施設関係は施設財産室で計上しているので、それも合わせ、高校教育課分とを整理させてもらいたい。

長尾トモ子委員長

それでは、あわせて資料を提出願う。

古市三久委員

関連であるが、双葉郡のサテライト校が残り2年でなくなり、ふたば未来学園高校が双葉郡内に1校設置されるが、そのふたば未来学園高校のランニングコストは年間幾らと想定しているか。

サテライト3校があと2年でなくなると、それらのランニングコストも不要となるが、その差額が幾らで、どちらが得なのか。計算してわかれば、後ほど教示願う。

高校教育課長

ランニングコストについては、今回のサテライト関係の支援事業が幾つかある。一方で、中高一貫校の運営管理、維持等ランニングコストの経費もあるが、手元に正確な数字を持ち合わせていないので、後ほど資料で提出したい。

長尾トモ子委員長

それでは、後ほど資料を提出願う。

宮本しづえ委員

先ほどの高等学校等就学支援金であるが、ことしは高校1、2年生の2学年分が対象とのことだが、国の基準で積算し、その対象が全体割合で幾らと見込んで積算したのか。

財務課長

スタート年度である平成26年度の実績が89.4%半ばであり、その数値をベースに積算した。

宮本しづえ委員

それは就学支援金のことであるが、就学支援金ではなく12万6,000円で積算した方について説明願う。

高校教育課長

高校等奨学資金給付事業について利用者の全生徒に占める割合は、平成26年度見込みで13%程度であり、27年度は約20%の対象者を見込んで積算している。

宮本しづえ委員

この制度がいわゆる低所得者世帯に対する奨学金であるが、約2割がその対象とのことである。

高校生の保護者負担が大変気になるが、何とかして保護者負担を軽減してもらいたいとの要請が私のところにも相次いでいる。どのように保護者負担を軽減するか、さまざまな制度があると思うが、一つにはやはり高校の維持管理費用をふやして必要な経費をきちんと見ることだと思う。もう一つ、通学費の助成制度が予算計上されているが、これをもっと手厚くすることも必要な支援策であると思う。

保護者負担の軽減について、保護者の置かれた状況をどのようにとらえ、どのような対策をしようと考えているか、基本の考え方を説明願う。

財務課長

通学費の支援制度であるが、これは原発事故等により本来通っていた学校に通学することができなくなった、あるいは住居移転せざるを得ないという特別な事情等がある家庭に対しこれまで支援をしていたが、震災から間もなく4年になるが、当時学校に通っていた子供たちは、今は対象外となっている。

ただし、サテライト校に通学する子供たちには上限月3万円を支援しており、警戒区域等が解除された地域に帰還しても、いまだに公共交通機関等が通学に対応できていない家庭に対して支援するのが教12ページの高等学校通学費支援事業である。

宮本しづえ委員

維持管理費はどうか。高校の維持管理費については、ふやす方向で検討してもらいたい、余りふえていないので、これの考え方を聞く。

財務課長

高等学校の維持管理経費については、基本的に委員指摘のとおりふえていないが、光熱水費や備品購入費等、学校を維持していくために通常必要な経費を予算化しており、学校運営に必要な経費を計上している。

宮本しづえ委員

学校からは、やはり維持管理費はもっとふやしてほしいという意見があり、圧倒的に足りないため保護者に負担を求めざるを得ないという事情もあるので、そこはもう少し現場の声に沿って増額を図るべきだと考えるので、ぜひ検討するよう要望として述べる。

次に、通学費助成だが、これは避難等に伴う特別な事情についてのみ助成するので、いわゆる一般の遠距離通学は助成対象外であるが、この遠距離通学で大変な負担を強いられている生徒たちが現実におり、これについて何も考えていないのではないかと大変気になる。

通学費助成は避難地域だけではないので、一般の県民に対しても、ぜひ検討すべきと思う。市町村によっても、高校がないところは助成しなければならないという考えで検討しているところもあるようだが、やはり県立高校なので、県として、きちんと学習しやすい条件整備の重要な一環として考えるべきであるが、このあたりについて、教育の機会均等ということから、通学費助成の枠を拡大する検討をすべきと思うが、検討した経過はあるか。

長尾トモ子委員長

宮本委員に述べる。この質問は一般的事項となるので、後ほど願う。

三村博昭委員

教20ページ、文化振興費について聞く。

この文化振興費は、文化スポーツ局と分担していると思うが、ここで計上されている100万円は、福島県高等学校総合文化祭補助金とある。かつて全国規模の行事を本県で開催したときには、高校生の若い力、そして未来に向かって取り組む姿などが高く評価され、また、行事そのものが感動的だったとの評価もあった。

総合文化祭の行事が、全国の高校生の文化祭とかかわりがあるのであれば、これらへもっと金額的に支援してもよいのではないか。本県の未来を創造する立場にある子供たちの発想をもっと豊かにする背景に、これまで本県で取り組んできた高校生の実績も評価対象にする考え方もあってよいのではないか。そのようなことから、高校生のこれらの活動に対する支援を強化してもよいのではないか。

一方で、教28ページに南東北インターハイ開催事業が7,400万円ほど計上されている。スポーツには多額の予算が計上されているので、文化面についてももっと力を入れてもよいと思うが、考え方を聞く。

高校教育課長

本県教育委員会も、県高等学校文化連盟とともに総合文化祭の主催者であるので、我々も財政当局との話し合いの中で増額を求めているが、結果として、平成27年度も、26年度と同額の100万円で確定した。

今後とも、この部分のさらなる補助金の増額について要求していきたいと考えている。

三村博昭委員

文化振興費には、芸術活動費で2億5,000万円、さらに文化管理費で3,700万円ほどが計上されているので、教育という視点でこれまで本県を会場とした全国規模の高校生の文化祭での実績、その成果が高いものであればという視点で判断すべきである。

平成27年度予算では、他の項目、例えば文化スポーツ局にも入っているのかもしれないが、私が前段で述べた2億5,000万円や文化管理費の3,700万円などの有効活用、あるいは使い勝手のよい方法もあると思うので、これから高校生の若い力が必要だという本県の思いをここに割り振ることも重要だと思うので、しっかり判断願う。

丹治智幸副委員長

教14ページ、農業高等学校の実習経費の約1億4,000万円であるが、内容と財源内訳を説明願う。

財務課長

実習農場等の維持管理経費として6,288万4,000円、実際の農業技術の習得や調査研究を行うための実習経費として8,637万7,000円を計上している。

財源内訳だが、農業実習、農作物や肥育牛などを売り払った財産収入で約1億2,000万円を予定している。そのほか、原子力災害等復興基金を760万円程度充てており、これは肥料・たい肥等、放射能の関係で使えなくなった分を考慮せざるを得ない問題が出たので、その購入費用分の財源である。

丹治智幸副委員長

農業高校の設備を維持して、それで技術を習得する際に、設備が古かったり、拡充を求める声もあるが、その声に対し、この予算以外、あるいは6,800万円余りの予算で、これまでの要望や現状に対し、次年度予算で重点項目を設ける方針などがあれば説明願う。

施設財産室長

農業高校関係もそうだが、工業関係も含めた農工業系の設備であるが、教14ページの産振設備費で、実習等で使う機械などを整備する事業がある。

こちらは、これまで一般財源でなかなか多額の予算確保が困難なこともあり、平成26年度は1,000万円弱で対応せざるを得ない状況であった。

また、この予算以外に、経済同友会から、被災校を中心に設備等の寄附などの支援を得ながら、何とか機械の新規購入や更新に充ててきたのが現状である。ただし、古くなって更新したいという要望も学校から多く寄せられており、27年度予算では、産振設備費の中で、福島特定原子力地域振興交付金を財政的な調整の中で充当し、昨年度よりも大分多額の予算を確保して、約1億1,000万円を農業高校、それ以外を工業系高校の実習用設備購入等に充てる計画である。

丹治智幸副委員長

県立高校の給食であるが、地場産品の活用割合及び目標について現状の何%か。

健康教育課長

地場産物の活用割合は、全体の数字のみであるが、平成26年度は21.8%まで上昇した。県立学校の地場産物の活用は、年間平均で27.5%である。

丹治智幸副委員長

小中学校の給食でも目標値を設けて、小中学校が目標に達するための呼び水の政策を行っていると思う。県立高校は自分たちの責任で全部できると思うので、なぜ100%を目指さないのか説明願う。

健康教育課長

県立学校の給食における地場産物の活用についても、各担当者会議で推進するよう提案しており、また、今度、地場産物活用の事業があるので、それも高等学校に拡大しながら考えたい。

宮本しづえ委員

教21ページ、被災ミュージアム再興事業の1億1,300万円ほどであるが、具体的な内容を説明願う。

文化財課長

これは旧警戒区域内にある文化財等を搬出し、安定的な環境のもとで保管する事業であり、平成24年度に県で被災文化財等救援本部を立ち上げた。24年度から、旧警戒区域内の歴史資料館の資料を可能な限り全て搬出して、搬出率は97.6%である。

それらを一旦、旧相馬女子高の教室に保管し、24年度に白河市にある福島県文化財センター白河館まほろんの敷地内に2棟の仮保管施設をつくり、およそ半分を運んだ。今年度も2棟設置して残りを運び込む予定である。合計4棟となるが、それでも足りないので、来年度もう1棟設置するものであり、ほとんどがその経費である。そのほか、仮保管施設を補修、管理しなくてはならない経費や搬出した資料の整理などの経費を計上したものである。

宮本しづえ委員

予算の内容はわかった。被災ミュージアムというときに、被災の爪跡をどのように後世に伝え、現地にどのように保存するのも非常に重要な事業ではないかと思う。その部分については教育委員会としてはどういう取り組みをする予定か。

(「それは一般的事項だ」と呼ぶ者あり)

宮本しづえ委員

それでは後ほど聞く。

木田孝司委員

教28ページ、7項3目体育振興費のうち全国高等学校総合体育大会開催事業の約7,400万円であるが、使途についてももう少し詳しく説明願う。

健康教育課長

平成29年度に開催される南東北インターハイの準備に当たっているところである。大きくは選手の強化費であり、32競技について強化拠点校を設定して、県内での合宿や、県外も含む泊を伴う合宿などで強豪校との交流を通じながら強化を図るだけでなく、その取り組み、交流の中で、本県の復興状況なども他県の生徒やたくさん関係者に伝えていきたいと思っている。さまざまなチャンネルを通してPRしているところである。

また、今回は高校生の活動を新しく設けた。これは大会当日にボランティアや競技の補助員等として生徒たちもかかわるが、そのような生徒たちの活動を準備するため新たに活動費を設定する。

さらに、健康教育課内で準備を進めている事務局も体制を整え、組織的にも人数をふやすことから、その分の別な部屋が必要となるので、そのような施設に要する費用なども含まれている。

大きくは強化費の増額と、新たに組織が大きくなることから、施設面での増額となっている。

木田孝司委員

大方はその強化費としてのソフト部分と、一方で、新たに必要になる施設というハード部分の説明であったが、私が漏れ聞くところによると、当然県内でも、会場になる競技があるのではないかと思うが、その施設整備に関する予算は、今回は含まれていないという理解でよいか。

健康教育課長

施設と説明したが、事務局の部屋代である。

各競技会場については、現有施設を有効に活用するというので、各開催地と連携しながら準備を進めている。

木田孝司委員

平成29年開催ということは、27、28年と3カ年にわたって準備すると思う。会場となるところは現有施設を使いながらとの説明であるが、当然補修などをしないと使えない施設もあると思うが、そのような部分の3カ年のスケジュールにおける27年度の取り組みについて説明願う。

健康教育課長

予算化しているのは、事務局の部屋代である。会場施設については、例えばバスケットボールであれば、県立高校の体育館なども利用することになるので、施設担当課と連携しながら補修等を考えている。

宮本しづえ委員

ふたば未来学園高校に副校長を置く条例案が提出されている。一般的には学校長と教頭であるが、ここに副校長を置く

という位置づけ、その目的と、副校長と教頭の違いについて説明願う。

高校教育課長

まず、副校長と教頭の違いであるが、学校教育法で、副校長は、校長を助け、命を受けて公務をつかさどるという、まさに校長の補佐役と規定されている。教頭は、校長を助けという部分は同じであるが、校務を整理し、必要に応じ、児童の教育をつかさどるということで、授業も担当する部分が大きな違いである。

次に、ふたば未来学園に新たに副校長を置く大きな理由は、これまででない新しい教育を推進していかなくてはならないという開校の理念がある。そして、開校後も非常に多岐にわたる業務が予想される。具体的には、今取り組もうとしている国際教育や防災教育、さらにこれまで本県の中でも、高校の場合には、十分に全体で取り組んでこられなかった部分も含めてしっかりと魅力ある教育課程を開発し、推進するため、大学や関係機関と十分に連携を図りながら展開していきたい。そのような外部との調整役が非常に大きなところであると思う。

さらに、双葉郡8町村と連携して、中高連携型の中高一貫教育を進めようとしているが、承知のとおり双葉郡8町村、広野町以外は、全て離れたところに所在しているので、それらの町村の教育委員会との調整もある。

そのような、これまででないさまざまな業務が、ふたば未来学園には想定されることから、教頭とは別に、副校長という新たな職を置きたいと考えた。

小林昭一委員

今ほどの整備指針で、通学が困難な地域等への対応について、言葉だけからすると時間がかかるという理解でよいか。

特別支援教育課長

(3)の通学が困難な地域等への対応である。もちろん長時間通学にも対応するが、現在そもそも通学が困難な地域もあるので、それも含め今後対応について検討を進めたい。

小林昭一委員

ある会津の学校について、要望がある。中等部の2年生で高等部への進学を希望している生徒がいる。これまで通学バスを多方面に出し、保護者が停留所まで送り迎えをして、真っすぐ学校へ行くという対応をしていたが、高等部の生徒については、特例でスペースがあていられればということで3年間、これから3年の先を見据えて、地域社会に順応できるよう訓練するというで見直しをかけられ、乗れなくなると学校に行きづらくなってきている。

今その特例の廃止を進めている途中であるとのことであるが、生徒からすれば、乗るスペースもあるので、列車通学も駅からは困難で、バス通学もなかなか距離があるという問題があり、保護者からは、できれば特例の廃止をもう一度見直してもらいたいとの要望があった。

通学が困難な地域に限らず、バスをたくさん出せばそれでよいではなく、資金的に金がかかるなどさまざまな問題もあると思うが、設置のあり方でそのような生徒への配慮、対応は、これから新たにつくるのか。また、そのときに生徒や保護者の声も聞いてもらいたい、どうか。

特別支援教育課長

委員指摘のように、現在の通学バスについては、基本的に小中学部の児童生徒が利用する形で運行している。

ただし、座席等に十分な余裕がある場合には、高等部の生徒も乗車を認めている。学校によっては、現在在籍数が非常にふえていることから、小中学部の子供たちだけでいっぱいになるバスもあるので、そのような点も配慮して、高等部、また卒業の段階では地域に出ていくことも踏まえ、できれば卒業後に自力で通えることを目指す指導も在校時から既にス

タートしている。また、初めからいきなりというのはなかなか難しいので、毎年学校ごとに通学バスの運行を検討しながらその路線を決定している。そのような中で、学校に対して対応を検討してもらおうよう連絡をとりたい。

古市三久委員

本会議の中で、車椅子の通学者に対する教育長答弁があったが、非常にわかりにくい答弁だった。車椅子で通学したい児童生徒に対し、支援する制度は考えているのか。あるいは、それは保護者負担でやるしかないとの考えであるか。

特別支援教育課長

車椅子を使用している児童生徒の通学であるが、現在車椅子に対応したリフト付きの通学バスを運行している学校が少なく、県内でもそのリフト付きバスそのものの数が非常に少ないので、すぐに対応できる状況にはない。

ただし、肢体不自由の児童生徒が通学できるよう、さまざまな工夫をして対応している市町村もあるので、そのようなところも参考にしながら、今後どのような対応ができるか検討していきたい。

古市三久委員

よく検討して、保護者負担とならないよう願う。

次に、富岡養護学校は私の地元にある聾学校の分校に設置されているが、いろいろ話を聞くと、社会福祉法人福島県福祉事業協会東洋学園（以下「東洋学園」という。）が、その付近に用地を確保してつくる話も聞こえており、そのようなことがあることを前提に検討していくという理解でよいか。

それとも、全く別に、富岡町に養護学校を持っていくのか。その場合は、東洋学園も含めて、いわき市内につくるのは仮設ではないとの話もあるが、仮設としてつくり、いずれもどの場所に戻るのか、そのあたりの見通しや考え方を説明願う。

特別支援教育課長

委員指摘のとおり、東洋学園は、現在いわき市草野にある富岡養護学校に非常に近い場所に仮設の施設をつくって対応するような動きになっているところまでは、我々も情報として聞いている。

ただ、それに合わせてということではなく、もともと富岡養護学校は富岡町に設置されていたので、まずは富岡町の動向として、今後どのような対応になるのかなども見据えながら、また東洋学園も、あくまで今回設置するのは仮設の施設とのことなので、本来的にどこに戻るのかについても、あわせてその動向を見定めながら、今後の富岡養護学校のあり方については検討していきたい。

古市三久委員

仮設であれば、いずれは両方一緒に戻ると思うので、そのようになるよう願う。

もう一つは、整備方針である。いわき養護学校は、今まですし詰め状態だったとも聞いているが、勿来に分校ができることによって、全て解消されるという理解でよいか。あるいは、依然としてそのような問題は残るのか。

特別支援教育課長

現在いわき養護学校くぼた校については、高等部の生徒を対象とした分校として設置を急いでいる。いわき養護学校については、小中高等部が設置されている。小中学部は微増で推移しているが、高等部は生徒が急増しているので、今回はその高等部への対応としてのくぼた校の設置である。したがって、高等部だけが減っても、広くなるかという点は、いわき養護学校そのものは、依然としてたくさんの児童生徒がそのまま残ることが想定されている。

ただし、行く行くは富岡養護学校の対応、それから相馬養護学校の移転も含めて、だんだん浜の方の設置、整備等も検討していきたい。

古市三久委員

今ほど説明があった点について、今後の整備指針の中で、しっかりと議論して、いわき養護学校の問題も解消できるよう、指針に書き込みしっかり取り組んでもらいたい。

宮本しづえ委員

整備指針の中に検討する課題が幾つかあるが、これはいつまでに検討して一定の方向性を出すことになるのか。

特別支援教育課長

今回整備指針として（１）～（５）に盛り込んだが、現在相馬養護学校の移転新築と県中地区について校舎の空き教室を活用して設置するところは決定しているが、そのほかは早急に検討を進めるよう考えている。

宮本しづえ委員

時期については、言えないのか。

特別支援教育課長

申しわけないが、早急に検討を進める段階であるので、理解願う。

小林昭一委員

まことに残念なことであるが、川崎市で11歳の少年の殺害事件が発生し、今社会で大きな反響が広がっている。さまざまな角度から評論され、対応が求められているが、県教育委員会として、この事件をどのように捉えているのか聞く。

教育長

川崎市の事件は本当にむごい。これが18歳の少年のすることかと思う。

ただ、被害者の立場に立てば、1月から学校に来ていない不登校という状況で、担任が何回も家庭訪問して母親に会い、少年に会わせてほしいと何度も接触を試みていたがなかなか会うことができなかった。

我々もこの事件を教訓として、今子供たちがどのようになっているのか、不登校の子供も含め、教員はしっかりと把握しておく必要があると感じている。

その場合に、学校だけでは解決しない問題もあるので、地域の人たちにも応援してもらい、またスクールソーシャルワーカーの協力も得ながらということもあると思う。

我々も今回の事件を教訓として、子供たちの心の教育、あのようなむごたらしいことをする子供に育ててはいけない。いじめにもつながると思うので、心の教育もあわせてしっかりとやっていきたい。

小林昭一委員

さまざまな面で学校教育、それから家庭教育、さらには地域教育も今回クローズアップされてきた。各方面に、関係する団体や機関がさまざまあるが、やはり地域での連携強化を図るのが大切かつ重要なことであると思っていた。

そこで、学校、家庭そして地域で連携強化をしていく対応について、どのような状況か聞く。

義務教育課長

学校が家庭・地域と連携していろいろ取り組むことは、例えば、学力向上においても、このような子供の健全育成という視点で大変重要である。

今年度から、つなぐ教育ということで、中学、高校を中心に、小学校と中学校の連携はもとより、学校と家庭、あるいは学校と地域、そうしたばらばらであったものをトータル的に連携して、いろいろな問題解決を図ろうと取り組んでいる状況である。

平成26年度は14地区50校で実施しているが、次年度もさらにこのモデル地区を広めて、この川崎市のような痛ましい事件が、今後、少なくとも県内では起きないように、しっかりと地域との連携を図り、つなぐ教育のいろいろな場で議論をして、どのようにその地域の実態に合った対応がとれるか検討するよう指導していきたい。

三村博昭委員

3月1日、本県の高等学校の卒業式は厳粛に行われ、非常に感動的であった。

川崎の事件が重なってきたが、同じ18歳前後の子供たちの姿を照らしたときに、学校での教育のあり方が大きな意味を持つことを、社会全体が認識すべきであると思った。

教育長説明要旨の1ページ、下から6行目、「さらに～教育課程に位置づけ実施してまいります。」とあるが、ここでの「各公立学校において」という表現である。本県に育ち、本県の将来を担うという意味では、この本県に生まれた全ての子供たちに、我々の思いが届けられるべきではないか。

そのような視点から述べれば、ここでの「東日本大震災の経験と教訓」あるいは、「防災教育や道徳教育等」、これは公立学校のみならず、私立学校、さらには、幼児教育時からの取り組みを考えるべきではないか。

ここで「取組を各公立学校において教育課程に位置づけ実施してまいります。」と表明しているが、保育園・幼稚園あるいは私立学校にまでこのような教育の取り組みを要請する考え方を、なぜ持たないのか。

積極的に本県に育つ子供、公立でも私立でも、全ての子供たちにこの思いをしっかりと抱えてもらい、そうしたものを抱えながら大人になっていく、そうした思いを、教育現場でしっかりと踏まえるべきだと思う。

私立でも公立でも、幼児でも、これまでに受けた震災のつらく厳しい思いなどを子供たちに伝え、引き継いでもらう。こうした教育があってしかるべきだと思うが、なぜ公立学校に限るのか説明願う。

長尾トモ子委員長

総務部との関係はあると思うが、よろしく願う。

教育総務課長

委員指摘の部分は、2月13日に各市町村教育委員会を通じて依頼したもので、その内容は、3月11日前後の1週間程度の期間内に各学校等において、防災教育や道徳教育などを実施することが重要であり、その旨取り組み願うものである。

ことしは明日が3月11日となるが、各学校等においては、この趣旨を踏まえた活動を行うと思う。来年の3月11日は、教育課程にしっかりと位置づけて取り組むよう、より計画的に取り組みを促す考えである。

保育園や幼稚園はもちろん、私立学校においてもこのような取り組みを行うかどうかについては、ことし最初の一步を踏み出したところなので、委員からの指摘を踏まえ、来年度は、私立学校等にも同様に取り組むよう要請したい。その際は、今度発足することも未来局との協力、連携を踏まえながら進めたい。

三村博昭委員

教育は大変難しいが、本県に育つ子供たちであるので、本県の未来を担う子供たちをしっかりと育てることに、私立も公

立もないというのが私の視点である。

したがって、私立学校でも、本県の教育についての考え方、なおかつこうした災害に対する取り組みなどをしっかり県民に知ってもらおう。そして、3・11の大震災と原発災害が永遠に語り継がれるよう、子供たちに伝えていく義務が、私立公立の別なくあると思う。ことしはやむを得ないので、来年度は必ず実施願う。

古市三久委員

先日の私の質問で、PPS、つまり新電力について、教育委員会で取り組むとの答弁があった。学校施設、県立高校で88校、それ以外にも幾つかあると思うが、そのような施設に、脱原発を考えていく、あるいは、再生可能エネルギーの先駆けの県であれば、率先して原子力発電に頼らない電気を購入し、コストも安いのであれば、教育庁の財政にも、それなりの負担軽減になると思う。

ことしの6月に入札するとの答弁であったが、現在の状況を説明願う。

財務課長

新電力も含めた電力会社の見直しについては、今月末に入札を予定しており、6月1日から1年の期間で契約を締結したい。

その導入対象は、社会教育施設、高等学校及び特別支援学校、全て合わせて99施設であり、この契約の対象として導入を進めたいと考えている。

古市三久委員

そのような中で入札に至った経緯は、入札することで電気料金が安くなることだと思うが、幾ら安くなるのか試算はしているか。

財務課長

新電力の導入については、先に商工労働部の出先機関等で進めており、そちらの導入後の電気料金の比較では、3%程度安くなっている。

県教育委員会において99施設に導入した場合の想定として、2,000万円程度の電気料金の削減に結びつくのではないかと期待している。

古市三久委員

本来は、新電力であるので、新電力の会社から購入するのが前提だと思うが、例えば東北電力（株）は長期契約すれば幾らか安くすることもあると思うが、これまでにその事例はあるか。

財務課長

長期間の契約によって、料金の割引を受けられるような制度の事例は、既に社会教育施設で実施している。

古市三久委員

電力会社は長期契約することにより、料金を割引している。そして、それを他言しないようにと言う電力会社もあるが、そのような実態を財務課長は知っているか。

財務課長

個別の割引率や額は承知していないが、各公所と電力会社間で割引している経過は承知している。今回は割引契約中の公所については、見直し対象外としている。

古市三久委員

長期契約しているところは、見直しの対象に含まれないのか。

財務課長

そのとおりである。

古市三久委員

新電力で入札する電力料金より、現在の契約の方が非常に安いとの理解でよいか。

財務課長

長期割引の契約の期間内であることから、対象から外しているとの整理である。

古市三久委員

長期契約の該当施設は99施設中幾つか。

財務課長

99施設は今回見直しの対象施設数であるので、それに含まれていない、具体的には、美術館と博物館の2施設において、長期契約を締結している。

古市三久委員

県教育委員会の所管する施設は全部で101施設で、そのうち99施設で今度入札をするという理解でよいか。

財務課長

そのとおりである。

今回新たな電力会社、供給源の見直しの対象は99施設であるが、対象外の施設としては美術館、博物館のほか、高圧受電の契約をしていない学校や分校等、規模が小さい学校等もある。それから、教育委員会の施設ではあるが、例えば部局の施設と隣接してる等、あるいは中高一貫で高校にまとめているところもある。

古市三久委員

つまり、高圧受電施設が101施設あり、うち2施設で長期契約していて、今度新たに99施設で入札を行うということである。後でその数字を詳しく教えてもらいたい。

先ほど財政の話で、全体2,000億円のうち1,800億円が人件費で、残り200億円しかないということであった。非常に窮屈で、いろいろなところに金を使いたいが、そこになかなか予算がつけられない状況にあるのが教育委員会だと思っているので、節約できるところは、積極的に調査すべきと思う。今の電気料金は、どの施設がどれくらい使用していて、それを新電力にしたらどれくらい削減になり、教育庁全体で削減がこれくらいになるという、きちんと施設ごとに計画や試算をした上で、実施すべきである。

試算がなければ入札を実施する判断はできないと思うので、恐らく試算しているはずである。それを明確にしながら、新電力については今後も拡大してもらいたい。

次に、第三次福島県子ども読書計画が策定されたが、その内容について説明願う。

社会教育課長

基本理念を、「ふくしまの未来をひらく読書の力」として策定したものである。

古市三久委員

基本理念ではなく、基本方針が幾つかあるので、その内容を説明願う。

社会教育課長

3つの基本方針があり、1つ目が「子どもが読書に親しむ機会の充実のため」、2つ目が「子どもの読書環境の整備と充実のために」、3つ目が「子どもの読書活動についての理解の促進のために」、この3つの基本方針のもとにまとめた。

古市三久委員

第三次の基本方針は第二次の計画と重なるところはあるか。あるいは、第二次とは全く異なる新しいものとなったのか。

社会教育課長

おおむね第二次計画でも同じように取り組んできた。それなりの成果があったが、第二次の成果と課題を踏まえ、さらに深めることができるのではないかと視点で取り組んだので、全く違うかと問われれば、かなりの部分を引き継いで進んできた。

古市三久委員

国も読書については児童生徒の成績向上に非常に役立つとしているので、そのことを受けて、恐らく本県でも読書計画を策定したと思う。

そういう意味で、県立高校においても学校司書の全校配置を目標とすることとなった。これまで50数校だった学校司書の配置を、新年度から7校ずつふやしていく。

しかしながら財政措置は、全く国から来ないため県の一般財源で補充することとなっているが、国から言われないとやらないという考え方がまずい。

読書の重要性については、これまでずっと言われてきて、第1～3次の読書活動推進計画を策定してきた。その中で、学校司書の配置も推進することとしていたが、この間依然として進めてこなかった。学級数が減れば、12学級以下は配置しないとしていた。これは社会教育課だけが悪いわけではない。それがどのように議論されてきたのか、義務教育課や高校教育課も含め、教育委員会全体の問題である。

それが非常に効果が上がるものであれば、指摘をされる前に、義務教育課も高校教育課も積極的にすべきである。

先ほど義務教育課長が、学校司書の配置については、2校に1人の割合で地方交付税措置されているとの説明があったが、いつからそのようになっているのか。

義務教育課長

国の学校図書館司書関係の地方財政措置については、平成24年度から措置されている。

古市三久委員

市町村の教育について、地方交付税で国から直接市町村へ金はいくが、地方交付税なのでその金に色がついていないので、実際に何に使われているのかはよくわからないとの問題がある。

先ほどの説明で、これから研修費などの財源措置もあるので、今後は学校司書に対する研修も実施していくとあったが、それらについても、県教育委員会が市町村教育委員会と連携して、学校司書が適切に配置されるように取り組んでほしい。

恐らく、今は学校司書の基準単価が低いので、正式な学校司書ではなく、臨時的雇用であるアルバイトやパートなどの人がついていると思うが、学校司書の配置についても、市町村教育委員会と連携し、しっかりと取り組んでほしい。これは要望である。

次に、もう一つの問題が、学校維持管理費である。教育委員会から提出してもらった資料によれば、平成27年度の物品購入費が1,700万円である。

約80校ある高等学校全体で1,700万円であり、これは推して知るべしである。

図書購入費の財源もここに含まれている。これも金に色がついていないので、本を購入しているかどうかはわからない。先日各学校15万円くらいが図書購入費ではないかとの話であったが、本当に子供たちの読書活動を推進するのであれば、きちんと図書購入費という科目をつくって、各学校の図書購入費で幾らという具体的な予算額を確保すべきと思うが、そのあたりの考えを聞く。

財務課長

学校維持管理経費の備品購入費に、図書購入費も含まれている。各学校に予算配分する際に、その備品購入費の中に図書購入費として15万円程度が配分されていることは学校もわかっているので、そのように執行しているものと認識している。

古市三久委員

信用しないわけではないが、各高校における図書購入費について、昨年度やその前年でもよいので、執行状況がわかる資料を提出願う。

財務課長

後ほど、資料提出したい。

水野さちこ委員

これまで何回かにわたり、中学校における免許外教科担任の質問をしているが、平成26年度の569名から何名が免許外になったのか。また、新年度の目標はどのくらいか。

義務教育課長

平成26年度の数は今調べている。27年度については、現在、各学校から免許外をこのような教員に持たせたいという申請が上がってきているところであるため、今の段階で何名であるかわからない。

26年度の免許外許可件数は324件、5教科は16件で25年度より77件減っている。

水野さちこ委員

569件から324件で、200件超は減ったとのことであるが、この免許外があっても、学力は向上するという認識をしているのか。あるいは基本的にこの免許外は、もっと減らすべきとの考えであるか。

義務教育課長

学力向上にはどうしても、国数英理社の5教科が大きにかかわるので、この5教科については、できるだけ免許を持つ専門性のある教員が指導することが、学力向上につながると認識している。

次に、技能教科の4教科については、中学校に3学級しかないところは、教職員定数の関係で、どうしても免外を出さざるを得ない状況があるので、この部分はできるだけ減らす努力はしているが、300件超の大半はこの技能4教科における免外申請によるものである。

水野さちこ委員

子供たちの学力が上がるように努めているのはわかるが、現場で校長や教員から話を聞くと、この場と現場からの話に少しギャップを感じている。

互いに子供たちの学力を上げたい思いは同じであるが、その中にさまざまな諸問題が絡んでいると感じている。本県が先駆けて実施している少人数学級について本会議でも質問したが、これも免許外と絡む部分が見え、現場の教員からは、学級数に見合う教員配置をしてもらいたいとの声もある。

震災が起きて、新たな福島をつくっていくためには、一番は子供をしっかりと育てていくことであるのは、教育庁の皆も現場の校長や教員も同じ思いであると思うが、それが一つになっていない状況が見え隠れすることがとてももったいない。

教育は机上での勉強だけではなく、総合的な心の問題やさまざまな問題があると思う。それらを総括して生きる力として教育していくものであるため、学力が上がったからそれだけでよいというものではない。少人数学級を本県が先駆けて実施していることはよいと思うが、それが学力につながっていけばよいので、そのあたりの努力や浸透がどのようなつながりになっているのか、この機会にしっかりと分析して対応すべきと思うが、どうか。

義務教育課長

本県が平成14年度から取り組んでいる少人数教育については、これまでもいろいろな意見をもらい、成果等もまとめているが、今、免許外教科担任制度がクローズアップされてきたのは、少人数教育の中には、少人数学級をとるか、少人数指導をとるか2つの選択がある。ただし、平成14年以降、多くの市町村立学校が、少人数学級で学級編制をしているため、既に固定化されたものであるという意識が強い人が非常に多い。

現実に少人数指導をとれば、例えば委員指摘のように、23、24人の学級だったのが、学級指導をとることにより35人などになるが、学級数が減ることによって、教職員の分担が変わり負担が減ることもあるし、新たにTT（チームティーチング）などの指導方法が工夫改善されるメリットもある。

少ないながらも、少人数指導をとって効果を上げている事例化もあるので、そのような事例を紹介をしながら、少人数指導も取り入れた少人数教育の推進を図ってきたところである。

そこが、学校現場の校長や教員にまだ十分浸透していないとすれば、それは我々の指導のあり方にも問題があるので、今後、いろいろ検証しながら、限られた財源でもあるので、効果の上がる少人数教育にしっかりと取り組みたい。

椎根健雄委員

教10ページ、ふくしま地域医療の担い手育成事業について説明願う。

高校教育課長

本県の医療現場で活躍できる人材を育成していきたいということで、具体的には、3つの事業を今年度も実施しており、来年度も予定して予算を計上した。

1つ目は、県立医科大学において、夏休みにチーム医療を初めとする最新医療に係る講演等を開催したり、現役の県立医大生とのディスカッションなどの交流を通して、医学部受験に向けた学習意欲を高めさせる目的で、高校2年生100人程度を対象とした取り組みをしている。

2つ目であるが、その高校2年生100人程度が、今ほどのメディカルサポートセミナーという県立医大での取り組みのほかに、地区ごとに地域医療機関において、医療の現場に直接触れる機会を設けている。いわゆるインターンシップに相当するような機会を県北、県南、会津及びいわきなど、各地域の医療機関で体験する。さらには医師とディスカッションを行う。

3つ目が、放射線医学セミナーとして、先ほどの100人程度が千葉にある放射線医学総合研究所に1泊2日で、放射線医学に関する講義等を通じて、関連の学問に対する理解を深めていく事業を展開している。

椎根健雄委員

本県は今、医師の確保が喫緊の課題となっているが、入学した学生をいかに本県に定着させるのか。また地域の推薦枠などを使って、全国的に医師の確保、囲い込みが進んでいるが、地元から入学する医師の絶対数が少ない県ほど、なかなか医師不足が解消されない傾向も見られる。医師の確保に関して保健福祉部または県立医大で、県内の高校から全国の医大に入学する数を把握していれば教示願う。

高校教育課長

県立医科大学については県内高校生が毎年何人進学したのか数字はつかんでいるが、国公立、私立を含めた全ての進学者数は、詳細をつかんでいないので、必要であれば、資料として示したい。

椎根健雄委員

医学部への進学は、他県においては、中高一貫などで中学3年生あるいは高校2年生ぐらいまでに全課程を終了させ、高校3年生のときに医学部への進学希望者は医学部特進という形で、それに向けて積極的に勉強し、入試問題を解くような中で、本県では3年間で高校の勉強をして戦わなくてはならない現状もある。

医学部が全てではないが、いわゆる進学校に医学部特進の形で勉強に取り組んだり、福島地域医療担い手育成事業等をさらに拡大する形で、医学部に興味を持つような生徒をどんどん育てていってほしい。これは要望である。

丹治智幸副委員長

特別支援学校についてである。

基本方針の1及び2について聞く。教育環境を整える意味では、整備指針(1)～(3)を整えることにより、物理的な整備がある程度見通せるのではないかと思う。

基本方針(2)「専門的な教育が行われる学校作り」という観点からは、整備指針の(1)～(3)を整備することにより、現状では普通課程を高等部としてやっていると思うが、卒業後に就職できそうであるとか、専門的な知識を身につけていくような場面が、県内の特別支援学校でこの整備指針を整えることにより完了するのか。

特別支援教育課長

まず、基本方針に盛り込んだ(2)「複数の障がい種に対応した専門的な教育」で取り扱う専門的な教育は、複数の障がい者に対応するというので、各地域において複数の障がい者に対応できるような専門性の高い教育を実施していきたいという観点である。

例えば、高等特別支援学校であれば、就職の可能性の高い生徒への対応については、この観点とは違うものであるので、

今後の検討課題と考えている。

丹治智幸副委員長

ぜひ早急に検討願う。

高等部が終われば卒業してしまうので、いつもどこで生きていけばよいかという課題がある。就職して働ける環境の人もおり、福祉的な環境の人も多くいるので、それぞれに対応すべきというのが答えだと思う。

専門的な知識を身につけるという意味で、例えば学校で陶芸を教えるのも一つであるが、パンを焼くことを教えたほうが仕事になると思う。高等部でできることもあり、高校を卒業して大学や専門学校に行くのも、普通の社会の中ではあり得ることである。

私としては、社会教育的な話をしたいのだが、公民館や就労施設などでビジネススクールの的なものをしてもらえたらよいか、高等部でやりにくいのであれば、専門的なことができる農業短大のようなところがあればよいが、その受け皿は恐らく就労施設や公民館だと思う。

特別支援学校は高等部までであるが、その先のことも含めて計画してもらいたいので、社会教育的な答弁を願う。

特別支援教育課長

卒業後の進路という点で考えると、高等部を卒業した段階で、直接就職に結びつかない場合に、一旦は障がい者職業訓練校も設置されているのでそれを活用し、まずそちらに進学して、就職するコースもある。

また、学校においても、ビルクリーニングやパソコン入力、喫茶接遇サービスなど、卒業後就職に結びつけられるような業種を取り入れて鋭意指導しているところである。そのような形で卒業後の就職に結びつけていきたい。

社会教育課長

特別に教育を要する児童生徒が、その後の人生で、公民館などで就労支援をしてはとの委員からの指摘である。

これまでも委員から指摘があり、我々も研究を続けてきた。そのときにインクルーシブ教育という、障がい者も障がいを持たない子供も一緒にやっていくという大きな理念がある。

これは学校だけではなく、当然、社会教育施設においても、そういったことが求められていくのではないと思うが、改めて公民館の意義を原点に戻って考えたときに、やはり地域住民の方々の地域課題がその時々にあるのではないか。

それで、その地域課題を解決するために、公民館運営協議会という組織もある。

そのようなところで議論してもらい、もしそれが必要となれば、それなりの対応があると思うが、地域住民の主体性を考える上からも、県としてもそういう話があることは、地域の公民館の方々にも促したいと思うが、地域の自主性に今のところ委ねられているべきだろうとの思いはある。

丹治智幸副委員長

そのとおり、地域の課題である。障がいを抱えて生まれて生活している人は確実に3～5%程度いて、地域には永久的にある問題なので、誘導すべきと思う。

その誘導策の一つが、起業家支援だと思う。起業家支援は、一元的には会社を起こす人という意味もあるが、その人がどのような職業につくか、早期に自分の中で自覚する必要があると思っている。

例えば、自分の中で志を立てて、この仕事をやりたいから、この大学を出るようなことを、自分で考えられる子供の方が目標に向かって早く成長できるという考え方からすれば、高校時代の先生との出会いだと思うが、制度的には高校の図書館が一番よいのではないと思う。起業家支援はいろいろな場面でよくあるが、図書館でもクラスでもどちらでもよいが、高校の現場ではどのように起業教育をしているのか。

高校教育課長

起業家支援に関する教育であるが、例えば商業高校においては、そうした教科対応の1単元として教育をすることがあるが、全ての高校生に起業家支援のような内容の教育を展開している状況にはない。ただし、LHR（ロングホームルーム）や総合的な学習の時間などは全ての生徒が取り組む時間の中で、いわゆるキャリア教育の一環としての授業等が各学校において展開されているものと認識している。

次に、県立高校におけるレファレンス機能については、学校司書を配置している学校としていない学校があるので、配置済みの学校においては、学校司書が関連図書等を紹介するような形で取り組んでいるものと考えているが、そのような実態にはない学校もあると感じている。

丹治智幸副委員長

椎根委員が述べた、医学部に進学する生徒を育てる環境を整備してはどうかのように、制度上の整え方とともに、そこを目指す子供たちを自発的に誘導するほうがよいと考えれば、大人の責任はたくさんあり、学校でやるべきこともあるし、家庭でやることもあると思う。また、地域で、小さいころからどのようなかかわりをしてきたのかも、大きなことで、地域がどれだけ伝統文化を大事にしていくかや地域で祭りがあって一体感があるなどは、そのような環境が大きく影響すると思う。

そこで、文化財の保護について聞く。特に無形文化財、国や県指定があるが、どのように保存していくのかは常に課題だと思う。避難地域などで、建物を建て直したり、祭りをする場所を提供したりしていると思うが、避難区域外で国や県指定の文化財をどのように保護していくのか。例えば映像にまとめるための金を用意することも、一つの文化財保存だろうし、その振興策として金を補助するのも一つである。さまざまな場所で発信していくなど施策はいろいろあると思うが、伝統文化を守ることによってその地域が栄えて、その栄えた地域の中で各年代がそれぞれ豊かに生きていけるような方策について聞く。

長尾トモ子委員長

文化スポーツ局との関係はあると思うが、よろしく願う。

文化財課長

被災地域の無形文化財の補助事業を、文化財課で平成24年度から実施しており、これまでかなりの実績があるが、それ以外の無形文化財の補助については、指定文化財保存活用事業がある。この中で文化財の修理保存には有形文化財も該当するが、県無形文化財も対象となっている。ただし、実績はそれほどなく、年に何件かある程度である。

（ 3月12日（木） 商工労働部）

宮本しづえ委員

部長説明要旨に、「働く女性応援中小企業認証制度を新たに創設」とあるが、どのような内容で働く女性を応援し、それが女性の雇用の安定、促進にどのように寄与するのか、もう少し詳しく説明願う。

雇用労政課長

商9ページ、女性活躍促進事業の1事業として考えている。いわゆる次世代認証制度と言われており、10年前からある。従来から子育て応援中小企業認証制度があるが、これを働く女性応援中小企業認証制度に改めたい。

この目的としては、まずは働き続けられる環境づくりが大事であり、特に女性は結婚や出産で、6割以上が子供の出産前後に退職してしまう現実を踏まえ、さまざまな事業を女性活躍事業で予定しており、その一つの柱として今回の応援事業を実施したいと考えている。

具体的な要件であるが、中小企業という表題があるので、従業員規模が300人以下の中小企業を対象とする。主な認証要件は6項目あり、①女性管理職、登用率が30%以上、②新規採用者の3年後の離職率が20%以下、③年次有給休暇の取得率が60%以上、④離職者の再雇用、⑤（女性に多い）非正規を正規雇用にする、⑥男性の育休取得である。この6項目のうち2項目をクリアした企業を認証している。

今回新たなインセンティブとして、3つほど認められたものがある。一つは働きやすい職場環境づくりを推進するために、就業規則を改正するなどの場合に50万円を限度として助成金を払う。どんな事業に女性のポジティブアクションがあるかを念頭に置き、例えば研修などの費用についても同様に考えている。

さらに職場の労働環境、例えば男女別の休憩室を分けるとか、そのようなハード面での整備についても、100万円を限度とする制度を設計した。全ての中小企業に該当させるのはなかなか難しいが、県としては当面、来年3桁を超える中小企業にぜひ賛同してもらい、このような取り組みを通じて女性の活力を推進したいと取り組んでいる。

宮本しづえ委員

女性が働きやすい環境づくりは非常に重要であるので、ぜひ積極的に推進してもらいたい。一般的に女性の雇用形態を見ると、おおむね半分が非正規雇用という状況にあるため、働く女性を応援するときに、雇用形態に着目し正規雇用をふやしていく観点が行政には大事だと思う。

非正規から正規に転換した場合は、認証の条件の一つになるが、6項目の中に女性に限定した正規雇用の割合の条件はない。このような条件を付して、女性の正規雇用を図る取り組みが行政には必要ではないかと思うが、そのような観点はなかったのか。

雇用労政課長

雇用の問題については、さまざまな要因や問題点があり、今回制度設計する上では、現在のところできそうではない、具体的な数字をできるだけ客観的に示すことができる、それを目標にすることができるという観点から、代表的な6項目を選定した。

非正規から正規雇用については、国の助成金制度等もあり、また県の今回の女性活躍の中で、就職支援のための制度もつくるので、その中で女性のコーディネーターを専任で3名、対応してもらおう中で、さまざまな女性から具体的な要望や希望に応じる体制を強化したい。

宮本しづえ委員

ぜひ女性の正規雇用をふやす方向で一層支援してほしい。せっかくこの制度を実施するからには、まずは県が範を垂れる必要があると思うので、女性の管理職への登用30%以上という認証の一基準を設けるのであれば、まず、県自身が30%以上を目指すべきである。総務部とも、そういう方向で早期達成を目指すよう連携を図ってもらいたいので、要望として述べる。

次に、緊急雇用事業についてである。新年度予算では何名の雇用を見込んでいるのか。

雇用労政課長

商10ページ、287億円ほど予算を計上している。大きな柱が、いわゆる緊急雇用と企業向けの支援助成金であるが、これらはいずれも4,000人程度を念頭に置いて事業を進めていきたいと考えている。特に、支援助成金については、最終年

度であることを国から再々言われているので、できるだけ実績が予算規模を上回るようにしたい。

宮本しづえ委員

この予算書の見方であるが、商10ページ、緊急雇用のソフト事業として287億円を支出する。そして原子力の復興基金の積み立てが135億円であるが、この135億円が最後で、今後緊急雇用の事業費は国の復興基金から予算措置されないのか。

雇用労政課長

この135億円については、来年度国から予算措置されるであろう見込みを県が当初予算に計上したものであり、これまでの国との話では、緊急雇用そのものが平成27年度で終わるとのことである。

ただし、このまま事業が終わってよいのかという点については、県全体の中で然るべき対応をしていきたい。

宮本しづえ委員

新年度に135億円積み立てると、県の緊急雇用にかかわる基金は、新年度に287億円を支出したとして、残額は幾らを見込んでいるか。

雇用労政課長

まず135億円であるが、現在のところ、国と最終的な配当についての協議を課せられており、この金額が間違いなく交付される確信はないが、諸条件を整理すると、現在の基金残額の関係であるが、平成27年度当初で約440億円が残る形で活用したいと思っている。

そこに、国からどれくらい交付されるかを積み増して、おおむね500億円程度で事業を組み立てる計画である。それから、287億円のうち支援助成金は170億円程度であるが、これは前年に採択した分を翌年度に支払う制度であるので、それらを加味して168億円程度を執行することを考え、27年度は約280億円を執行する。来年度末に残るのが220億円となるので、それを28～30年度の安定的な雇用分の支給金額に充てたいと考えている。

宮本しづえ委員

そうすると、国は平成27年度で終わるが、県はこの基金を使って28年度以降も事業は継続したいので、そのため基金も残しながら全ては使い切らないという意味か。

雇用労政課長

新規採択が平成27年度で終わる趣旨なので、27年度の新規採択分は28～30年で支払う計画であり、そのように対応したい。

丹治智幸副委員長

ただいまの緊急雇用創出事業であるが、商工会に人と車を派遣していると思う。次年度の配置予定など説明願う。

経営金融課長

商工会でも、この緊急雇用を利用して復興支援員を商工会、商工会議所等に配置しているが、平成27年度は、26年度と同程度の人員配置ができるよう今調整してもらっている。

さらに事務費については、レンタカー、その他の旅費があるが、一部全体の資金が縮小していることもあり、節約するように調整してもらっている。おおむね単価減程度で配置できる見込みで、商工会連合会と調整している段階である。

丹治智幸副委員長

現場にはこの緊急雇用で人も配置されており、非常に喜んでいるが、なくなるのではないかと不安がずっとある。当事者もそうだが、その団体も人員が1人欠けるのは影響が大きい。

次年度は同程度というのはありがたいが、次年度以降、財源が絞られることを踏まえれば、人に関する事なので情報はもっと早く出してもらいたい。これは要望である。

古市三久委員

関連であるが、人を配置するにしても、福島の復興がどのような状況にあるかが問題である。県が各商工会に人を配置することは、本県の復興状況はまだまだ道半ばであるので、復興に向かうのであれば、来年度以降もそれなりの人や物などを配分していくことになると思う。

したがって、そこのところは県で復興状況を見きわめながら、来年度予算をしっかりと国に要望してもらいたい、どうか。

雇用労政課長

緊急雇用事業については、今年度、例えば市町村事業もあるが、1,000件を超えるさまざまな事業が実施されている。

その中の代表的な例として、今ほど紹介があったものだと思う。震災後、丸4年が経過したが、本県の復興は道半ばであり、雇用面での対応は引き続き重要な課題である。全体的な、国への要望活動も強めながら、県としてできるだけ前向きに対応したい。

商工労働部長

今ほど来年度で緊急雇用事業が終わると説明したが、政府予算対策については県としても、国といろいろ協議しており、その中で集中復興期間が5年間、平成27年度でふたがかかっている状態である。それで国も27年度までという言葉を使っているの、県としてはこれも含めてであるが、委員指摘のように県内の産業の復興状況等がどうであるかを踏まえ、また、政府から今まで何ができて何ができなかったのか、説明を求められると思うので、そのようなこともしっかり立証しながら、これも含めて、今後の政府予算にどのようなものをぶつけていくのか、しっかりと検討したい。

宮本しづえ委員

この雇用対策は、損害賠償の打ち切り問題も含め、医療機関で全員解雇という事例も既に発生しており、非常に重要な問題であるので、引き続き雇用確保のために必要な予算措置を国に求めてもらいたい。これは要望である。

次に、工業振興復旧費の関係であるが、本県は医療機器関連の事業所を集積しようと、かなり戦略的に取り組み、相当な額の予算措置もしている。

ただし、本県が原発事故に遭った県として、商工業者が大変な状況に置かれている中で、どちらかと言えば、医療機器は影響を受けにくいのではないと思う。

だから、本当に原発事故に置かれた状況の中で、影響を受けている業種に対する支援の意味でも戦略が必要なのではないかと。例えば、工業振興復旧費で本県の未来を担う開発関連の支援事業が9,200万円ほど組まれているが、これはどのような戦略で本県の未来を担う事業者を育成しようとするものであるのか。医療機器については相当事業化されてきたので、もっと別な分野も含め、今本当に影響を受けている分野を支援する仕組みをもっと検討すべきである。

どのような戦略で、どのような業種を想定しこの事業に取り組んでいくのか考え方を説明願う。

部参事兼商工総務課長

新産業創出についてであるが、再生可能エネルギーや、医療、ロボットも含めて、ことし新たな産業を創出して、既存の中小企業の基盤強化を図るよう産業施策を組み合わせている。

委員指摘のとおり、大事なのは既存の頑張っている中小企業をどうするかだと思う。今は震災の非常事態であるので、被災を受けた事業者にさまざまな補助金が配られており、一日も早い復興に向けて取り組んでいるが、既存の企業についても、従来からできることは県も実施している。それに加え、さまざまな相談支援体制、当然金融体制もそうであるが、今回の福島復興特別資金でかなりの増額を要望している。

そのような利率や保証料率が低い有利な資金を提供して頑張ってもら。さらには、事業承継も含めて一体的な相談ができる体制を郡山市に整える。また、工業振興復旧費では、従来の下請ではどうしても難しい部分もあるので、下請ではなく自分たちで開発して売り込みができる企業をつくる。そのような意味での企業の事業展開にも取り組んでおり、既存の中小企業に対する支援は、いろいろな角度から商工労働部で実施している。

ただし、補助金などの財源の問題もあるので、一律に実施するのが難しいが、問題意識は持っているので、将来的にもそのような既存の中小企業に対する支援がどうあるべきか、今後ともさまざまな角度から検討したい。

三村博昭委員

総額2,300億円の予算を執行するには大変な努力が必要だと思う。

そのような視点から質問するが、まず労政総務費、あるいは商工総務費など、職員人件費を見ると、増減どちらもあるが、どちらかと言えば減っている。

これは、職員数が減るのか、あるいは給与の減額処置がこのような状況をつくっているのか、その内容について説明願う。

部参事兼商工総務課長

人件費は科目ごとに分かれるが、今年度当初予算の人件費総額は、28億2,800万円ほどである。

人件費には通常分の普通分と、ルール分の超過勤務等があり、通常分は人数がふえるため増、大きな基本的ルール分、査定分という超過勤務は年々減っているので減としている。現時点で当初予算ベースで比較すると、昨年度が27億8,600万円で、合計4,100万円ほど増となっている。

毎年当初予算を組む段階が早いことから、人件費については11月末時点の想定人数で見込んでいるが、4月1日に人事異動等で形が変わるので、新しい形に合わせて来年12月に補正したいと考えている。

三村博昭委員

震災から本日でちょうど4年、そして5年目に入ったが、職員もかなり疲れが出ている勤務状況だと思うので、少なくとも執行体制をしっかり組むと同時に、人件費なども十分確保しなくてはならないとの視点から質問した。

続いて、商2ページ、電源立地促進費である。平成26年度は115億4,000万ほど計上されていた。27年度は15億3,600万円である。歳入を見ると国庫支出金はその額であるが、86億1,700万円、これほどの減額になった理由を説明願う。

企業立地課長

こちらは全額、国の交付金等で財源を運用しているものであるが、当初予算は15億3,000万円で、2月補正後の額では10億円である。これは、国が予算の範囲内で減額したので補正したものである。

平成26年度の当初額はそれほど積んでいない。

27年度当初は約8億円であり、委員指摘の額とは異なる。

長尾トモ子委員長

もう一度、説明願う。

企業立地課長

平成26年度当初ベースで、7億9,800万円億計上している。27年度当初は15億3,000万円の額となっている。

増の理由は、企業立地補助金の影響で新增設がふえており、相双・いわき管内を見ると、既に128件指定されており、完了が82件で工場が稼働している。国の津波補助金も、相双・いわき管内は74件ありこれから着手されるが、これらが稼働すれば電気料等の補助もふえてくる。さらには、復旧が進めば県内企業の本格稼働も始まり電気使用料が増加するので、不足しないよう予算を計上をした。

三村博昭委員

商11ページ、商工推進費であるが、ことしは8億7,100万円ほど計上されている。去年は10億2,000万円ほどで非常に多かった。

最も復旧復興に力を入れるとの部長説明がありながら、この予算は対前年でかなりの減となっているが、その理由を説明願う。

企業立地課長

商11ページ、商工政策推進費の中小企業等復旧・復興支援事業の8億7,000万円である。これは、被災した方が事業再開するとき、例えば空き店舗や空き工場を利用して事業再建するときの家賃補助や、そのような工場を取得したり、改修費を補助する事業であり、平成23年から続いているが、だんだん復旧が進んでいるので、毎年少しずつ減ってきている。

これは、これからという方もいるので、予算は26年度見込み数をベースに今後さらに復旧が進むことを踏まえ積算し8億7,000万円で計上しているので理解願う。

三村博昭委員

今後この数字は、実績に基づきふえることも考えられるのか。

企業立地課長

これは、どんどん復旧が進めばどんどん減る数字である。予算不足とならないように最大限の予算を確保して、企業等を支援するものであるため、理解願う。

三村博昭委員

補正段階での部長説明で、多少余裕を持たせた取り組みがあるとの説明があったので、余裕があるのかという視点から質問した。

次に、商13ページ、中小企業制度制度資金推進費である。これも制度の中では大事な仕事だと思うが、平成26年度の24億5,100万円に対し、ことしは7億3,700万円ほどで、17億1,400万円ほど減であるが、これも同様に分割されているのか。あるいは減となる理由があるのか、説明願う。

経営金融課長

震災後、ふくしま復興特別資金という被災企業のための特別な資金を立ち上げた。

それについては、資金繰りが大変な中小企業を支援するため、いろいろな補助金等が立ち上がらない時点で新しく立ち

上げた資金であるが、この費目は、平成22、23年度の貸し付けについて、3年間、利子補給により困っている被災企業を支援した制度である。

22、23年度の貸付金の利子補給という制度が3年後に終了するので、その利子補給部分が25年度から26年度に大きく減ってきており、27年度はさらに減り、28年度にはその資金の利子補給はなくなる。このように、年の経過とともに次第に減少する制度である。

三村博昭委員

このような資金を活用して、復旧復興に取り組んだ企業等は、この制度資金を使うことで、おおむね3、4年目で改善されたのか。

経営金融課長

平成23年度の震災直後は、制度がほとんどなかったが、その後、補助金、助成金などのいろいろな制度が立ち上がり復旧復興に向けて取り組んでいる。23年度は約1,800億円の融資だったが、24年度は約170億円、昨年度は約180億円、一時期非常に貸し出しが伸びたが、その後、それ以外の支援策が整ったことにより減ってきたので、急場をしのご資金としては非常に助かったと聞いている。

三村博昭委員

商13ページ、小規模事業経営支援事業費補助金が23億1,560万円ほど計上されている。この補助金の対象事業は、どのようなものを予定しているか。

経営金融課長

いわゆる商工会、商工会議所及び商工会連合会などの商工団体への補助であり、額が大きいものは人件費、さらには事業費である。

古市三久委員

商21ページ、ハイテクプラザの収入に電力売り払い代金41万5,000円とある。
これは、商工労働部関係の施設で発電した電気を売ったという理解でよいか。

産業創出課長

これは、ハイテクプラザにおいて、太陽光パネルを設置しており、その電力売電による財産収入である。

古市三久委員

ハイテクプラザの何カ所での売電収入であるか。

産業創出課長

太陽光パネルを設置しているのは、コアセンターのある郡山と会津若松技術支援センターの2カ所であるが、売電収入対象施設は会津若松技術支援センターのみである。

古市三久委員

今後拡大していく考えはあるか。

産業創出課長

公共施設に対していろいろな再生可能エネルギー機器を設置する事業を生活環境部で実施しており、市町村立の学校などにも出している。予算枠があるので、その中で計画的に取り組んでいるが、ハイテクプラザにおける太陽光パネルの設置については、今後の動きは特に決めていない。

古市三久委員

商23ページ、教育旅行復興事業1億5,000万円であるが、歳入を見ると、繰入金が非常に大きいですが、このような繰入金が無くなれば、この事業は縮小する方向になるとの理解でよいか。

観光交流課長

委員指摘のとおり、基金からの繰り入れとして当初予算に計上している。通常であれば教育旅行に対し金銭的な補助などは余りしないが、本県の現状を考えると、教育旅行の復興のために魅力ある教育素材をそろえて情報発信していただくだけでなく、ある程度バス料金等の助成をすることにより、本県を実際に見てもらい教育旅行に継続的に来てもらえるよう計上したものである。

これについては、予算事項であるので、我々の立場で来年度以降どうするかは明言できないが、教育旅行の取り組みについては、教育旅行の旅行先を変えるまでに3～4年のサイクルで動いている事情もあることから、ある程度の期間、継続しなければなかなか効果は定着しないのではないかと考えている。

したがって、予算要求側としては、この事業についてなるべく継続したいと考えている。

古市三久委員

教育旅行については、いろいろところで質問が出ている。財源はともかく、来年度以降も引き続き実施してもらいたい。これは要望である。

宮本しづえ委員

関連であるが、教育旅行でバス代等を含めて助成するということであるが、高速道路の事故を踏まえ、バス運転手の配置基準が変わり、バスの単価が上がっている。DC（デスティネーション・キャンペーン）もそうであるが、高速道路を利用するバス旅行は相当負担がふえてきていることを踏まえ、予算ではどのような配慮がなされたのか。

観光交流課長

教育旅行復興事業の支援内容だが、教育旅行ではバス移動が非常に多いことに着目し、バス代金を補助するものである。

一つは、新規に来県する学校に対するもので、震災後、初めて教育旅行で来県して県内で1泊する学校に対し、バス代の2分の1を補助する。1台当たりの上限を5万円、1学校当たり上限を20万円とするものである。

それから、震災後も、継続して来県している学校に対する補助額は新規の半分で、バス1台当たり2分の1の補助、1台当たりの上限は2万5,000円、1校当たりの上限が10万円となる。

それから、来県する全ての学校に対して記念品を送る。本県から学校に対する記念品と生徒に対してはキーホルダーのような小さなものであるが、それを見るたびに本県を思い出してもらえるような記念品を送るなど、継続して教育旅行に来てもらえるような制度を考えている。

委員指摘のとおり、バスの運転手については、基準が厳しくなったというよりは原則に戻ったので、本県は東京圏からは1人ではなく2人となるちょうどぎりぎりの距離である。そのような負担があるので、今般、この教育旅行の事業につ

いても、バス代助成をまず最初に考えた。

DCと連動して、一般の観光にもバス代を補助しているが、同様に運転手2人で考えた場合の補助であり、平成26年度も実施している。

三村博昭委員

商15ページ、工業振興費の復旧振興費である。これまでの説明では、この項目を重点的に取り組むということであったが、136億8,100万円から180億8,200万円に大きく増額しており、そのうち中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業が175億円であるが、今回は主に震災で原発災害などがあった浜通り地区が対象となるのか。

産業創出課長

浜通りの原発被災地、津波被災地を含めた被災地域の企業に対する補助事業であり、震災や原発事故により被害を受けた施設や設備の復旧に対して補助するものである。

三村博昭委員

中通り地区も、この事業費で支援してもらい、多くの人が喜んだ実績もあるので、ぜひとも今後、浜通りの復旧復興に寛大な配慮をしてもらえたらよいと思ったので質問した。

この中で、チャレンジふくしまロボット産業革命の地創出事業がある。部長説明要旨にも、ロボット産業に対する取り組みの説明があった。災害を想定したロボットとあるが、何の災害を想定した取り組みが予定されているか。

産業創出課長

全部で4億2,690万円の予算を計上しているが、この事業にはいろいろな事業が入っている。

一つ、大きいものが平成26年度からの継続である災害対応ロボット産業事業の補助で3億3,000万円を計上している。

災害の種類は特に定めていないが、26年度における募集企業の例では、地震や津波で建物が壊れたところに入って瓦れきを取り出すロボットや、山火事の際に、消防団が山の上まで消防機材を持って上がるのに苦労しているのを、それを支援するロボットであるドローン（無人航空機）を飛ばして、例えば津波の際に間もなく来ることが見えるようにしたり、山火事の際にその状況を見ることに使うなど、さまざまな災害に使えるロボットを対象にしている。

そのほかロボットフェアの開催事業がある。災害ロボットに限らず、ロボットの要素技術、ロボットは周りの状況をその機械が反応し、きちんと動くように制御して駆動するしくみで車や飛行機などいろいろなパターンがあり、動けばロボットとなる。そのロボットを動かすための基本、要素となる部品をつくるための開発事業に対して補助する事業も含まれている。これは必ずしも災害に限らず、例えば医療などいろいろなものに使える事業となっている。

三村博昭委員

部長説明要旨では、「災害対応ロボットをはじめとしたロボットの開発」とあるが、ロボットと言ってもどのようなものが求められているのか。災害でも地震災害の話も出たが、山火事や一般の地上での災害、津波災害などに対応できるロボットがどうすればできるのかということもある。あるいは空からの取り組みも、さまざま考えられるが、ある程度の実験成果や実現の方向を見出すのであれば、ポイントを絞って取り組むほうが効果があるのではないかと。

そうであるなら、ここで4億2,000万円程度の研究費を補助すれば間に合うであろうが、あらゆる災害に対する取り組みをするためにロボットの開発をするときに、単年度ではなく長期にわたるので、この程度の予算額で本当によいものが開発できるのか疑問であるので聞いた。大事なことであるので、これからも予算確保に努めながら取り組んでもらいたい。これは要望とする。

商工労働部長

今、具体的に災害対応ロボットを支援しているが、ロボットが生活の場で県民に使われるようなロボット社会が県内で起きることが、本当に復興した、復興から立ち上がったというインパクトのあるものになると思う。そういう観点で、ここで災害対応ロボットの話をしたが、医療や介護用ロボットも支援しているところで、今自立支援ロボットや、あるいは体が動かなくなった人について電氣的に神経を読み取り動かせるようなところまで、作業を支援するロボットであれば、物流や農業の分野でも使える形になってくるなど汎用性もあるので、余りターゲットを絞ると、どうしてもそこに矮小化してしまい、ロボット社会が何となく遠のいてしまう感じもするので、当面、ロボットは医療と災害対応で取り組んでいる。順次、どんなものが出てくるのか、我々もそれを見ながらよく検討していきたい。

三村博昭委員

商16ページ、科学技術振興復旧費である。今のロボットとも関係が出てくるのであろうが、この科学技術の部分は本県の今後の復興、再生という視点から見ると、極めて重要な施策であろう。

ところが、予算額では、昨年が175億1,800万円で、ことしは63億円も減額されている。本県が、復旧から復興、再生へ、しかも各分野、医療に至るまで、世界に名だたる福島県を目指すときに、なぜこの予算項目が大幅に減るのか理由を説明願う。

医療関連産業集積推進室長

当事業費約112億円の大部分が医療関連産業集積プロジェクトであり、具体的には5～14番目が全て同プロジェクトの事業である。

減額の理由であるが、特に減額幅の大きいものは、13番目のふくしま医療福祉機器開発事業費である。これは、県内企業等が医療機器の開発をするときに、補助金を出す仕組みであるが、平成24年度から始まり、研究期間がおおむね3年間である。今現在48テーマが動いているが、来年度はそのうち18テーマが終了するので、その部分だけで約40億円の減となっている。

加えて、7番目、医療機器開発・安全性評価拠点整備事業費の医療機器開発・安全性評価センター整備費である。26年度は、総額約88億円の整備費であるが、議会の承認が得られれば、その5割を前払い金として事業者を支払うこととなっており、来年度は出来高に応じて約3割を支払う。ことし5割、来年度3割の差額が20億円の減で、先ほど委員指摘の60億円のうち大部分はこの部分である。

三村博昭委員

投資の成果が大幅に伸びているのであれば、大変よいことである。

最後の質問とする。

商17ページ、工業立地促進費、これも進出企業に対して大変効果のある事業だと思うが、4番や9番の事業を見ると誘致のために4億800万円、さらに立地支援のために474億円である。

しかし、ここでも160億円が減額されている。本県の目玉的な取り組みであったと思うが、これほど減額するのは、ある程度目的、目標が達成された成果であるのか、説明願う。

企業立地課長

160億円が減額となる理由は、9番のふくしま産業復興企業立地支援事業、いわゆる企業立地補助金は、今年度の当初比で約160億円の減で計上しているが、これは、本日新たに採択した第7次募集の22件を含めると、指定件数の合計は433件、1,969億円となる。この事業スキームは、平成29年度までに事業完了して操業するものであり、その中で企業へ

のアンケート調査、電話や面談で、いつごろ完成するかなど聞き取りして積み上げ、来年度は、この金額で完了見込みであると把握したものである。

なお、433件のうち、2月末の完了件数が278件で64%が終了している。また、金額ベースでは、923億円、約50%が完了している。残額は、27～29年、完了次第支払っていく。

三村博昭委員

これから本県に新しく進出を希望する企業も想定範囲にあると思うが、これらに対する取り組みは、予算上どのようになっているか。

企業立地課長

企業立地補助金は、まだ多少は予算残があるが、それについては来年募集するかどうか検討していきたい。

なお、国の企業立地補助金については、平成27年度まで継続されており、300億円が予算計上される。青森県から茨城県の5県が対象であるが、新しく進出する企業はこちらを活用してもらうこととなるので、県としては引き続き国と連携をしながらフォローしていきたいと考えている。

木田孝司委員

商14ページ、物産振興費である。説明欄の5、県産品・企業等連携強化事業について、外販機能を強化するとのことであつたが、もう少し詳しく説明願う。

県産品振興戦略課長

この事業は、今、本県復興をいろいろ応援してもらっている企業との連携が一つのテーマとなっている中で、日本橋ふくしま館を活用して連携を図る。外販機能の強化については、具体的には、県産品振興の面から企業が企業内マルシェとして社員向けの物販等で協力してもらっているが、その現場に行き、物産市やフェアを開催するための人員を日本橋ふくしま館に配置して対応するための費用である。

木田孝司委員

確認であるが、それはその企業からの求めに応じて、こちらから手伝いに行くのか。

県産品振興戦略課長

代表的な形は、日本橋ふくしま館の職員が県産品を持って、企業が指定する会場に出向き販売するという、日本橋ふくしま館の出張販売の形になる。

木田孝司委員

そうすると、その前の4チャレンジふくしま首都圏情報発信拠点事業で、日本橋ふくしま館の事業運営費として計上されている9,100万円ほどに含まれるのではないかと考えるが、その違いは何か。

県産品振興戦略課長

チャレンジふくしま首都圏情報発信拠点事業の9,100万円の内訳は、日本橋ふくしま館の基本的な人件費等運営費の運営事業とより効果的な情報発信ができるような、賑わい創出PR事業となっている。

当初予算における運営費は、店舗の運営を基本としつつ、一定程度の外販を通年ベースで想定してはいるが、特に昨年

度途中から、企画調整部において企業との連携について全庁的な体制を組む中で、県産品の活用、振興のために企業内マルシェ等の協力を依頼したためにマルシェ需要が大きくなりふえているので、昨年度9月補正で増額した経緯があり、それを当初予算でも延長し、もう1年サービスを継続したいというものである。

木田孝司委員

このためだけに、ことし人員を何人か確保しておくということか。

県産品振興戦略課長

予算上はその外販機能の強化分として、4名ほどの臨時的な雇用を積算している。

木田孝司委員

その4名が、企業からの求めに応じて手伝いに行くということであるが、外販機能の強化であれば、こちらから打って出ないと仕方ないと思う。

あさってから常磐線が品川駅まで延伸することもあるし、本県に興味がある企業、既に交流やつながりがある企業もそうだが、逆に今はつながりがなくても、これからつながりができる企業も探さないと、外販機能の強化にはならないと思う。そのようなところも含め、4名にどのような方が採用されるかわからないが、そのあたりも活動範囲として取り込み、ぜひ取り組んでもらいたい。

丹治智幸副委員長

大きく2つ聞く。

まず、起業家支援である。商18～19ページに幾つか事業がある。本県が起業家支援で目指す目標があり、それを実現するために政策が予算化されると思うが、その背景にある本県の目指す起業家支援の姿について聞く。

産業創出課長

商18ページ、地域プラットフォーム推進事業である。起業家支援に関連して、どのような企業家の支援を目指すのかである。起業家支援については、県だけではなく国にもさまざまな制度がある。

その中でも県は、これらの事業により特に制度の薄い女性や若者などに対する支援に取り組みたいと考えている。

新しく起業しようとする方々が、一番苦労するのがノウハウや金である。起業する場合、シニアや中年層は、いろいろなつながりもあり、金もある程度持っているが、これから新しい感性で起業する上では、特に若者や女性は、ノウハウや資金面でかなり苦労しているので、それらを強く支援するため、これらの事業が必要であると思う。

また、ふくしまからはじめよう。ハンサム起業家育成・支援事業であるが、内容は、女性や若者が起業するに当たっての補助金や、あるいは子育てをしながらの起業に当たってのさまざまな支援をするコワーキングスペース、協働事業所の設置支援、相談や起業に当たっての塾や講習会に対する支援などである。

丹治智幸副委員長

起業する際に、初めは信用力がなかったり、資金面で厳しいという現状があり、行政が後押しするときに、スタートアップ支援事業などがある。例えば、行政主催のビジネスプランコンテストに、100万円や500万円を出すなどの後押しがあればよいと思うが、次年度予算にこれらの事業はあるか。

産業創出課長

ふくしまからはじめよう。ハンサム起業家育成・支援事業の中で、起業塾を設けており、その中でビジネスプランのつくり方などに対する支援をしている。

起業自体への助成はしていないが、平成26年度事業で、緊急雇用を活用しベンチャーアワード事業を実施していた。非常に素晴らしいビジネスプランをつくった事業者に対し、金ではなく表彰をする事業である。これは予算が出ているものではないが、緊急雇用等も含め今後も実施できればと検討している。

起業に対する補助金であるが、女性や若者が起業するに当たり、1件200万円を上限として、例えば備品や事務所の賃借料などに対する支援をする内容である。

丹治智幸副委員長

今年度、東京都でそのようなビジネスコンテストを実施した。優勝賞金は500万円である。東京都の予算規模からすれば500万円はそれほどの額ではないかもしれないが、表彰される側にとっては非常に大きい額であり、また、東京都のコンテストという信用がよいのではないかと思う。

したがって、補助金を出す上でも、その出し方としてこのような方法もあるのではないかと思うので、要望しておく。

もう1点が、浄土平のレストハウスである。一般質問で佐藤雅裕議員が質問したが、吾妻山の噴火を想定した場合に、レストハウスに観光客が逃げ込むことも考えられる。

しかし、ほとんど想定していなかったり、避難場所として整備するような前向きな答弁ではなかったが、レストハウスを所管する観光交流局として、被災、災害時に、観光客がそこに避難をするであろうと考えられるので、どのような計画や対策をしていくのか改めて聞く。

観光交流課長

承知のとおり、吾妻山の噴火警戒レベルが2ということで、噴火口から500m以内立入禁止地域の規制がなされている。

昨年の御嶽山の噴火等もあって検討しているが、浄土平レストハウスについては、緊急な対応として、もともと備えていたヘルメット、ガスマスク及びAEDなどの装備を確認するとともに、数をふやした。

吾妻山の対策については、福島市の危機管理室を中心に、避難誘導マニュアルと、実際の対応策をどうするのかを至急検討しているところである。

浄土平には、県管理のレストハウスのほかに国のビジターセンターや他管理の建物もある。また、駐車場の全体管理は国がしているので、関係機関と協議を急ぎながら、スカイラインは現在積雪のため中に入れないので、事実上入山できないような状態になっており、その再開通に向けて、観光客の安全について有効な対策を検討している。

観光交流局としても、何かあった場合にレストハウスの収容人数が一番多くなるので、まず何よりも情報伝達と来訪者へ危険を知らせる方法を確立することが、一番に重要だと考えているので、その対策については、レストハウス単独であっても至急行いたいと考えている。

それから、建物の構造上はもともとレストハウスであるので、火山が爆発した際の避難施設として耐え得る頑強なものではないものの、今の建物に建てかえたときに、相当強度が上がっているとは考えられるが、どうしても施設整備工事等が伴うので、何ができるのかを検討している。

宮本しづえ委員

議案第32号、3Dプリンターの導入に伴うハイテクプラザ条例の関係である。

余り比較するものがないので、この料金設定が果たして適正かどうか判断できない。そこで、類似施設でどの程度の料金設定をしているのか説明願う。

この利用者は、ほとんどが県内中小業者だと思う。中小業者の育成からすれば、なるべく低廉な料金設定をして新たな事業開発に寄与するようなハイテクプラザの機能にすべきと考えるが、料金設定の考え方を説明願う。

産業創出課長

料金設定であるが、条例については上限であり、詳細は、規則で定めることとなる。

10gごとに990円の範囲内であるので、それ以下で設定することとなる。導入している3Dプリンターが2種類あり、その性能により使用する樹脂の種類が異なる。

導入しているのは、インクジェット方式で、樹脂を粉末状にしたものに紫外線を当てて非常に細かいものを固めるものと、原始的に言えば、細いセメダインの糸をくるくる回して形をつくる少し粗いものの2種類あるが、前者は比較的樹脂の値段が高く、後者は安い。

近隣の東北地方や北関東地方でインクジェット方式の3Dプリンターを導入している県では、高いところは10g当たり500～1,000円ぐらいであるので、そのような状況を参考にしながら、この条例が承認された後、規則で定めたい。

宮本しづえ委員

今の説明では、これは上限であり、実際に幾らとなるかは規則でなければわからない。類似施設でも500円もあれば1,000円のところもある。このような条例の設定の仕方はどうなのか。条例上は料金をもらうので、実際に利用者が支払う金が、例えば、20g使えば幾らとした方がわかりやすいと思うが、上限設定の考え方がどうもよくわからないので、説明願う。

産業創出課長

現行のハイテクプラザ条例があるが、樹脂の材料代を定めるのは今回が初めてである。時間当たりの使用料は既に設定しており、条例では1時間当たり1万円程度である。機械加工機器類であれば、1時間当たり1万1,010円以内となっており、その部分が規則では、非常に多くの対象があり、機器ごとにその時間や実際に使う燃料などが異なる。減価償却費や使用見込みなどを踏まえ定められているが、分野ごとに機器の種類が40～50あるので、全部で数百種類となるが、それぞれに設定することから、いろいろ迅速に対応したいため規則に委任している。

また、今回定めようとしている原材料については、値段が今後もいろいろ変動する可能性があることから、そのような状況も踏まえ定めることとしたい。

その上で、議会の制約、条例の上限を付してもらおうものである。

宮本しづえ委員

たくさん種類があるとの説明もあり、大体わかったが、料金を考えたときに、本県の中小業者が置かれた非常に厳しい状況の中で、ハイテクプラザは県内事業者を応援していく施設であるので、軽い負担で済むような料金設定を検討願う。これは要望として述べる。

宮本しづえ委員

本会議でも述べたパナソニック（株）の事業再編の事業計画についてである。その後何も県には話が来ていないということだが、聞くところによると、デジタルカメラの基盤をつくる事業は、全国でも福島の工場の技術がトップレベルだから、その技術そのものは残したいと思っているらしい。したがって、全くその事業がなくなるわけではないとの話も聞こえてくるが、県は状況について何か把握しているか。

企業立地課長

パナソニック（株）の工場再編であるが、経緯について述べれば、発表されてから、1月13日に福島市と合同で本社に行き要望した。

その後福島市と福島市商工会議所が2月17日に再度要望しており、その中で福島工場の展開については3月末に報告するとの話があった旨、福島市から報告を受けている。現在、パナソニック（株）で、今後どのようにしていくのか検討中であると思う。今後、3月末に報告されるとのことであるので、それらを踏まえながら対応したいと考えている。

宮本しづえ委員

恐らく、そこは残したいので、この事業をパナソニック（株）の直営ではなく、下請の派遣会社に移管する。パナソニックエクセルプロダクツ（株）（PEP）というパナソニック関係の下請の派遣会社であるようであるが、実は従業員300人に対して、「一旦パナソニックを退職して、そこに移籍する形で事業を継続したい、ついてはきょうまでにそこに移籍を希望するかどうかが申し出るように」と言われているらしい。

下請の関連事業に職員を移籍させることで、下請の派遣会社の単価で労働者を今までどおり雇用する話になるのではないか。要するに、同じ仕事をさせるが給与は半分とする話であり許されないと思う。一方で、パナソニック（株）は農林水産部から話を聞くと、浜通りで植物工場を建てる計画もあるようだ。

そのような事業展開を県内で考えているのであれば、県内の今の労働者の正規雇用を守りながら、新しい事業展開をするのが、企業としては当然のことだと思う。

そういうことも含め、パナソニック（株）に対してきちんと正規雇用を守るよう、改めてしっかりと申し入れてもらいたい。

労働者の賃金は月額15万円ほどになるらしい。同じ仕事を15万円でするのであれば、もう働きたくない、同じところではなく、もう少し気が楽なところに行く方がましであるとの話も聞こえてくる。

しかしながら、現在子育て中だったり、家を新築したりと大変な状況で皆働いているので、とにかく今の労働条件を維持できるように、パナソニック（株）に要請してほしいが、その後の取り組みを聞く。

長尾トモ子委員長

それは要望か。

宮本しづえ委員

企業のことなので、基本的に要望するしかない。

商工労働部長

行政機関である県が、個別の労働条件の問題に、個々にいろいろと話をすることは、少しおかしいことになると思う。県としては、やはり同じ場所でどのような形であれ、事業を継続をして雇用を守ってほしい、ということに尽きると思う。なおかつ、いろいろな事情で、従業員と話し合いをする場合には、きちんと丁寧な対応をしてもらいたいということは、これまでも述べてきており、今後も同様に述べていきたい。

宮本しづえ委員

個別の事業計画についてどうこうではなく、結果的に正規の労働者が非正規に移らざるを得ない状況がつくられようとしている。雇用の安定確保、良好な雇用環境を守るのは、商工労働部の非常に重要な仕事だと考えるので、このようなことがそのまま放置されて、県の行政機関としてよいのかという観点で尋ねた。もう一度部長の考えを聞く。

長尾トモ子委員長

宮本委員に述べる。先ほどの部長答弁にそれも含まれていたと判断する。

古市三久委員

第一原発の事故収束は50年、100年という話もある。そこで働いている7,000人の労働者のうち半分ぐらいは県民であり、多重下請構造などのさまざまな問題もある。

原発事故収束作業に携わる労働者が、長期にわたり必要となるが、その人材育成をどこでするのかという問題がある。これまでのように、とりあえず東京電力(株)が元請にやって、元請が下請に全国から人を集めてやるのがよいのかとの問題もある。

本当に安全安心を確保しながら、原発事故を収束していくのであれば、それなりの質の労働者を確保、育成していく必要があるのではないか。その役割を県が担う条件や必要があるのかという議論はあると思うが、例えばハイテクプラザなどでそういう人材育成をしていく、そのような人材育成を国全体でどのようにしていくのか、国の役割、方針などをしっかり求めながら、原発事故収束に向けた作業員として、県民がどのような仕事ができるのか。そのためにどのような人材が必要となりどのように育成していくのか考える必要があるのではないか。

それは商工労働部の所管であるのかわからないが、それについて考えを持っているか。あるいは、それは別な部署の話であるか。考えがあれば願う。

商工労働部長

福島第一原発の廃炉に向けて、一義的に東京電力(株)にしっかりしてもらわなくてはならないというのは委員指摘のとおりであるが、商工労働部として、そのための人材育成については特段取り組んでいない。

廃炉の作業全体をどのように安全かつ着実に進めるのかについては、県においては生活環境部で所管しているが、生活環境部や東京電力(株)からも「適切な人材を養成してもらいたい」という話は聞いていない。

商工労働部としては、廃炉にかかわるいろいろな技術が恐らく必要になってくるので、そのときに県内の中小企業がそこに参入するためにどのようにしたらよいか、特に重電メーカー等と県内企業との情報交換やビジネスマッチングなどをしながら、県内中小企業の技術力のアップなど、参入できるようなチャンスをどうやって見つけるか、今も行っているので、そういう点は取り組むが、一般の労働者については、一番は東京電力(株)、あるいは国の責任でしっかり従業員の確保をしてもらう。30年、50年であるかもしれないが、そのような長きにわたって、きちんとした人材を供給できる、あるいはできるような体制をとるよう東京電力(株)はしっかりと考えるべきと思う。

なお、生活環境部からそのような相談があれば、商工労働部としてもテクノアカデミーなどで、例えばどういうことができるのか、そのときはしっかりと検討したい。

古市三久委員

部長の説明が、ほぼそのとおりであると思う。

それはそれとして、かなりの県民がここで作業をしている。だから、そういう人たちのためにも、国にそのような考えがあるかわからないが、やはり国が廃炉に向けて前面に出る、責任を持つことになっているので、本来は国が人材育成も、中小企業等の人材なども含めてしっかりと取り組んでいかななくてはならない問題であると思う。そういうことについて、商工労働部として、国と協議するところがある、あるいは生活環境部とそういう問題について協議できるのであれば、そういうことを国に求めて、県民が安心して作業できる環境とそれなりの技術を持ってある程度の賃金が約束されるためにしっかりと取り組む必要があると思う。今後このような問題について、県全体でいろいろと議論してもらいたい。これは要望である。

三村博昭委員

1 点目は、部長説明要旨の中で、「藻類バイオマスなど次世代の技術に関する研究に取り組む」とある。この藻類バイオマスは、どのように生産、収穫し、バイオマスという手法でエネルギー化するのか、わかりやすく説明願う。

2 点目に、「戦略的な企業誘致の推進と立地企業の振興」の説明があった。この内容を見ると、主にいわき地区が取り上げられているが、企業立地の視点から7つの生活圏に、これらの考え方をどのように及ぼすのか。また、及ぼすのであれば、新しく企業誘致推進事業があるが、どの地域にどのように取り組もうとしているのか、考え方を説明願う。

3 点目は、農林水産部で今森林、環境保全整備事業が進められており、これは今までもあった事業であるが、そこに除染という項目が入った事業が中通りで進められている。

その事業主体は市町村である。市町村等と所有者の間で、契約、協定書がつくられているが、その協定書第9条に、その所有者が制限を受けることとなっている。それは売買や賃貸借、そして地目が山林原野などの場合、目的用途外に利用するという制限である。除染した場所は、除染に要した費用を全額弁済すれば、他の目的に利用することもできるらしい。本県は、再生可能エネルギーなどの推進に積極的に取り組もうとしており、その中に太陽光発電など、農地や山林原野などを活用した事業が進められているが、そうした事業に支障となる可能性があるのではないかと感じた。

したがって、国の補助事業を受け入れる場合には、例えば林道整備やプレハブの園芸施設などをつくれば、5年なら5年間は移動できない、活用しなければならぬなどのさまざまな制約がつけられてもやむを得ないと思うが、田畑、宅地や建物などは生活環境部の予算で除染作業が行われている。それらと照らし合わせたときに、なぜ山林、原野だけが所有権に制限を受けるのか疑問に思ったが、そのこと自体は所有者が納得していればやむを得ない。

しかし、県が進めようとしている再生可能エネルギーの推進に障害となるのではないかと受けとめた。実際に再生可能エネルギー事業の推進を担う、商工労働部関係の場合は、このような制約を受けることについて、何ら疑念を感じることはないのか。あるならば、どのようにすればよいのか。

産業創出課長

1 点目の、藻類バイオマスであるが、これは次世代技術開発事業のテーマの一つとして、南相馬市で実施しているものである。

水がある程度たまっている藻、広く言えば植物であるが、それを培養して、使い道はいろいろあるが、燃料として使う。それから、加工品、化粧品や健康食品などに使う。

まずは、燃料として使うことで、南相馬で実施しているレースウェイポンドというプールのような中で、藻を育てている。

一定の特別なものではなく、ある意味雑藻という、どこにでもあるなるべく丈夫なもので育てたい。熱帯であれば育つが、温帯地方で大量に育てて、しかも将来にはコスト的にやっつけられるように研究開発している。一定程度以上多く産出するよう年間1ha当たり30t以上を目標としているが、それを濃縮して、一つは液体にする、固形にする、あるいは気化するなど、さまざまな形が研究されているが、何らかの形でそれを燃料として使えないか研究開発をしているところである。

企業立地課長

2 点目の戦略的な企業誘致の推進、立地企業の振興についてである。まず、全県で取り組む部分は、商17ページ、1番目に福島県企業誘致推進協議会事業で270万円計上している。これは、市町村も負担金を負担してこの協議会を運営しており、平成26年度は大阪と東京で企業立地セミナーを開催したが、そのようなところで本県を売り込んで行こうというところと進めて、県と市町村が一丸となって取り組んでいる事業である。

次に、2番目の企業誘致活動・広報強化事業については、工業団地のパンフレットやガイドマップ、場所や区画の形な

ど、これから売り込まなくてはならない全県の工業団地を明示したガイドマップを作成して、県外事務所が企業訪問するなど、PRしながら企業誘致を進めている。

次に、いわき四倉中核工業団地についてである。

こちらは24年10月に、県の復旧復興本部会議で、復興再生に向けた工業団地整備基本方針を定めたが、この中でいわき四倉中核工業団地の第二期については、喫緊の対応ということで県が整備を検討していくと位置づけられた。

その後、福島再生特措法に基づく重点推進計画、これは25年4月に国の認定を受けたが、その中で産業集積を図る基盤としていわき四倉中核工業団地を位置づけ、中小企業基盤整備機構からその持ち分を県が無償で譲渡してもらい、県が事業主体として進めている。

ほかの市町村で管理している工業団地については、先ほどの協議会や広報事業により、広報事業は、新聞や東洋経済、日経ビジネスなど経営者がよく読む雑誌でPRしながら進めているので、県と市町村が一丸となってこれからも取り組んでいきたい。

再生可能エネルギー産業推進監兼次長（産業振興担当）

3点目の森林除染の際、その後の用途制限により再生可能エネルギーの導入に障害になるのではないかとのことであるが、委員の指摘については、現状ではそのようなトラブルとか、障害になった話は聞いていない。

基本的に再生可能エネルギーの導入そのものについては企画調整部で担当しており、商工労働部はその関連産業の集積で足並みをそろえて実施している。

導入の障害になるかという部分については、可能性としては当然あり得ると思うが、現時点までに、具体的にそういう障害があったとは企画調整部からも特に聞いていない。どうしても山林の場合は、そもそも送電線がその近くまで来てないという現実的な問題があり、再生可能エネルギーの導入という意味でも、そもそもの部分でハードルが高い。

三村博昭委員

まず藻類であるが、1ha当たり30tの藻類生産は、どのようになるのか。さまざまな水があるが、淡水かあるいは海水であるか。淡水だとすれば、職業としては農業になるのか。誰がこの仕事を進めることを想定しているのか、再度聞く。

次に、企業立地についてである。部長説明では、主に県が譲り受けたいわき四倉中核工業団地など、このような地域の土地に企業を誘致することが主なようである。企業の誘致、あるいは企業の立地自体が雇用の場の確保につながることは必然的であるが、他の地域、浜・中・会津ごとでもあるいは7つの生活圏ごとでもよいが、ほかの地域に関する予算が見当たらないのではないかとこの思いがあり質問した。今後、ほかの圏域にもぜひ企業立地が図られるよう取り組んでもらいたい。

3番目の、森林環境で行われている除染事業、これが所有権に影響を及ぼしていること自体が、今後の本県の開発に影響を及ぼすのではないかとこの視点で質問したが、今のところ、そのような障害がある旨の話はないとのことである。

実は、皆の職場が大きく影響するのだが、震災前の12月定例会で県南のある地域に30haの土地開発計画が打ち出されたが、途中で消え4年が過ぎた。その予定された地域も除染の対象であり、その周辺に民有地が5haある。その民有地は、当然ながら所有者がいるので、そこを除染した場合は当然開発に支障が出てくると思う。今後、農林水産部が取り組む除染事業が、本県の今後の地域開発に全く影響なければよいが、そうした状況があるので開発に支障がないのか質問した。

産業創出課長

藻類バイオマスについて、誰が事業化することを想定しているかであるが、植物工場の場合境界線がないので、農業か工業か区分けは難しいと思う。

1ha当たり年間30tと説明したが、それは、実際の藻自体であり、そこからさらに濃縮して油分をとるので、実際の量

は減る。その油分を少しでも多く抽出するための研究開発をどんどん進めていかなくてはならない。

その先のことであるが、相当程度の面積が必要になるのは間違いないと思われる。今回の研究開発でも想定の一つに、震災で相当程度の地域が実際に農地として使えなくなる可能性がありで、そのようなところを利用することもあるのではないかと思う。

なお、水については淡水である。

企業立地課長

企業誘致についてであるが、県と市町村と一緒に協議会をつくり企業誘致を図っている。例えば企業立地の引き合いがあった場合、関係する市町村へ連絡して、県の職員も一緒に現地案内をするなどいろいろ連携を図っている。そのときに企業立地補助金や、福島復興特措法に基づく税制の優遇措置など、いろいろPRしながら取り組んでおり、今後も市町村と一体となって取り組んでいきたい。

長尾トモ子委員長

森林については答弁なしでよいか。

三村博昭委員

森林は答弁なしでよい。

3番目の質問であるが、恐らく障害が出てくると思う。そのあたりを調整することが大切であるので、今後機会を見て、そのような取り組みも検討願う。これは要望である。

古市三久委員

部長説明の中で、「県内経済につきましては、円安に伴う原材料価格のコスト増による影響が一部に見られる」とあるが、県内における、円安に伴う影響はどのようなになっているのか。また、県内輸出産業の円安による影響についてはどうか。

部参事兼商工総務課長

県内企業の円安による影響であるが、1月に調査を行っており、平成25年5月にも同じ会社に調査を実施している。その比較であるが、「よい影響がある」は前回20%、今回20%で同じである。「悪い影響がある」は前回が36.4%、今回38.7%で、2.3ポイント上がってきている。そのほかは「わからない」、「影響なし」である。これを見ると、円安が極端に進めば、本県の中小企業のみずから最後に輸出するのではなく、どうしてもその部品、部材を輸入する場合に、じわじわと影響が出てくるのではないかと思う。

したがって、本日も若干円安にぶれているので、今後もそのあたりは注視をしていかなければならないと思っている。

それから、もう一つの輸出産業への影響であるが、県内中小企業者が直接輸出する部分は恐らくそれほど大きくないので、各振興局が実施しているいろいろな実態調査でも、そのあたりは「自分で輸出しないので余り影響ない」と、輸出に関してはそういう言い方をしているので、そのあたりは県内中小企業から大企業への部品という販路であり、その大きな影響は今のところはまだ感じていない状況にあると思う。

古市三久委員

円安ではなく、原油安はどのような影響があるのか。

部参事兼商工総務課長

原油安については、まだ調査をしておらず、実態調査もなかなかできない。

ただ、話を聞いてもこれまで一番ひどかった運送業については、過去に商工団体が調査した結果から、たくさん燃料を使う運輸業は、非常に厳しい状況にあったと見ており、商工団体の調査もそのようであった。

現時点での情報では、だんだんそのような話は消えてきているので、やはり原油安は燃料を大量に使う部門には非常に恩恵があって、経営上は、前に比べればその分負担が減っていると思う。

丹治智幸副委員長

起業家支援について聞く。

起業家を育てる意味で、会津大学が突出してきたと思う。そのような人材が大学で育ち、就職率100%であるが、これから起業するような人材が輩出されていくと思う。

本県にあるものとしては、本県で起業してもらいたいので、そのような連携策が現状どのようになっているか、これからどのように進めていくのか聞く。

産業創出課長

会津大学で実施している起業支援との連携についてである。

まず一つは、会津大学で、企業も入っているが、スマートコミュニティなどさまざまな事業を実施しているが、そのようなことに連携したいということで、我々もそのメンバーに入り協議などしている。

それから、先ほど紹介した女性や若者が対象の「ふくしまからはじめよう。ハンサム起業家・支援事業」であるが、その中で起業家に対する相談員事業で、ビジネスプランをつくるための支援をしているが、その中に会津大学の学生が入っている。その学生が今回つくったソフトウェアが非常にすばらしいものだというので賞をとり、3月に開催される国際防災会議でも発表されることが新聞報道等でもされた。そのような若者起業家に対する育成事業を実施するに当たり、大学と連携しながら取り組みたい。

丹治智幸副委員長

会津大学の事業に、シリコンバレーへの学生派遣がある。

起業したことがない学生への支援はもちろん大事だが、そのぐらいすぐれた学生をどのように県内にとどめるかを考えた場合、インキュベートルームがコラッセ福島でよいのか、チェンバおおまちをそのまま維持してもよいのかなど、そのような子供たちに特化した施策を先行投資することで、本県の価値を高めることができるのではないかの思いがある。

起業家支援で若者や女性の視点で、施策を展開するとのことだが、本県は原発災害があって、脳卒中やメタボリックなど、ワースト5に入る指標がたくさんあるので、これから医療費も介護費もふえていくと思う。

どうしてもそういうニーズがあり、高まることを緩和することは必要だが、そのような事業者をふやしていくのに対応する、あるいはソーシャルメディアで地域の人たちに地域の共助の部分を、経済的に継続的に地域で維持してもらいたいなど、そういう視点の起業家支援について、県で現在どのような施策を進めていて、これからどう進めていくのか。

産業創出課長

医療・介護やソーシャルビジネスなどの起業家支援に、どのように取り組むのかである。

平成27年度当初予算ではなく、26年2月補正予算になるが、ふくしま起業家発掘育成支援事業がある。これは、ソーシャルビジネス、社会に貢献する、復興を支援するような事業を起業したい方々を発掘し、起業に当たっての経営相談や指導を実施するものであり、この事業を使いながら、社会的な、医療・介護も含めたソーシャルビジネスに対する支援に取

り組んでいきたい。

（ 3月16日（月） 企業局）

宮本しづえ委員

地域開発事業について尋ねる。企業10ページ、土地売却収益を11億3,700万円程度見込んでいるが、次ページ、土地売却原価約8億800万円とはどういう関係であるか。この数字の違いはどのように見ればよいのか説明願う。

また、次年度において各工業団地を売却することにより、残面積はそれぞれどれぐらいになるか。

販売推進課長

企業11ページ、土地売却原価である。これは、土地の取得や造成に要する費用について、平成26年度から新会計制度導入に伴い時価評価を行い評価損を一旦出しており、評価損を出した分、原価は大分安くなった。

次に、収入は、実際の企業への売却見込額である。今回、予定している土地分譲が進めば、田村西部工業団地は、最後の1区画を販売する計画であり、計画どおりに行けば完売となる。

次に、工業の森・新白河C工区は、予定どおり売却できれば約90%である。また、新白河ビジネスパークも計画どおりに進めば、8割を少し下回る程度まで売却できるのではないかと見込んでいる。

宮本しづえ委員

土地売却原価は、当該工業団地をつくるためにかかった原価という意味か。売却するためにかかる経費は、こんなに高くないと思うが、どうか。

販売推進課長

土地売却原価は、土地の取得費用や造成費用である。

宮本しづえ委員

要した経費が8億800万円で、それを11億3,700万円で売却する。今までの工業団地は、実際に造成に要した経費を上乗せしてもなかなか売れないため、原価割れで販売してきたのがこの間の経過であり、そのためこれだけの累積損失があるが、これはそうではないのか。

販売推進課長

新しい会計制度導入に伴い、資産を時価評価することとなり、時価評価したことによる評価損という形で出しているのが、実際にかかった原価よりも金額的にはずっと下がった。現在の評価に基づく原価がこれである。

したがって、旧会計制度前では、売却するたびに赤字という形で欠損金を計上していたが、新会計制度導入に伴い、それ以降は基本的に従前のような赤字が出ない仕組みとなっている。

宮本しづえ委員

要した経費は、売却できない間は企業債だからずっと利息がついていたが、その利息分は損失で処理してしまうので原価がこれしか残らないという理解でよいか。

販売推進課長

利息もそうであるが、それ以外の土地の値段などを評価損、欠損金として別に計上したので、原価が下がるものである。

宮本しづえ委員

土地の値段も損失に計上してしまうのか。これは原価に入らないのか。

販売推進課長

土地の値段も買収した当時と今とでは、残念ながら地価が下がっている。そのような土地価格下落分も評価損、欠損金として別に出している。

宮本しづえ委員

私の理解では、その当時の土地の値段で土地を買って造成し、それが総事業費となる。それが今の段階で幾らで売却できるかにより差額が出るので、特別損失で計上するしかない、という処理をすると思っていた。

ところが、それぞれ別に土地代も、当時の評価と現在の評価との損失処理はまた別にする。そうだとすれば、工事費などだけで利息の分は特別損失とするのか。

販売推進課長

利息や土地の分などが別々ではなく、評価損に伴う欠損金は1つである。その中には企業債の利息分や土地価格の下落分が含まれているという趣旨である。

宮本しづえ委員

当時の土地評価額と現在の評価額との差額であり、合計でこの土地がツーペイで売れたらとの意味ではなく、土地のその時々々の評価によって差が生じた場合に、その損失を土地代の損失として計上するという意味であり、この件はその説明でよいと理解をする。

企業10ページ、いわき四倉中核工業団地第二期整備事業に係る一般会計補助金の2億3,500万円であるが、この補助金の積算について説明願う。

経営企画課長

固定資産税評価額を根拠としており、その土地代を補助金として企業局が得るものである。

宮本しづえ委員

なぜ補助金が必要となるのか。

経営企画課長

いわき四倉中核工業団地については、復興のために進めていく方針のもと、競争力のある価格で販売をしていく必要があるが、これはもともと国から、福島復興特別措置法に基づいて本県に無償で譲与を受けたこともあり、本当は無償であるが、県の公有財産規則からすると、有償で扱わなければならないので、その土地代を上乗せするのではなく、それを補助金としてもらい、その分は競争力を持たせる内容の予算である。

宮本しづえ委員

今回は、復興のため特例であると考えてよいか。そうでなければ、これからずっと開発するときに土地代の補助をすることとなるので、今回限りとして理解してよいか。

経営企画課長

今回は、国から特別措置法において無償ということで特例扱いである。

宮本しづえ委員

企業13ページ、企業債であるが、白河複合型拠点整備事業債で元金の償還金の借換債との説明であったが、どのような形の借りがかえであるか。利息の負担が幾ら軽減となるか、説明願う。

経営企画課長

平成27年度は負担軽減ではなく、繰り延べをしていく。5年前に借りたものが27年度に償還期限が到来するので、それを借りがかえし、繰り延べするものである。

宮本しづえ委員

繰上償還ではなく、単なる借りがかえで負担軽減には直接つながらない。地域開発事業の企業債は、一般的には償還期限は何年で設定されるのか。

経営企画課長

償還期限は5年または10年の2種類あり、今回は5年である。

(「5年を10年にするのではないのか」と呼ぶ者あり)

経営企画課長

失礼した。今回は10年である。

古市三久委員

企業局長の説明で、「販売体制の見直しにより、機動的な販売活動を行いながら」とあるが、具体的に説明願う。

経営企画課長

新年度、販売推進担当課長を設けて、より機動的に動ける形で販売活動を推進するため、組織体制を改編して取り組むものである。

古市三久委員

それは、議案第69号と関係するのか。

つまり、どこに配置して、具体的にどのような活動をするのか。

経営企画課長

体制の見直し関係については、同じ企業局の中でそのような機動的な体制を敷くものである。

古市三久委員

つまり、福島市にある企業局の中で販売活動をするという理解でよいか。

経営企画課長

委員見込みのとおり、今と同じ場所で販売活動を積極的・機動的に取り組める体制を敷くものである。

古市三久委員

「いわき四倉中核工業団地第2期区域について、復興加速に向けて…」とある。これから実施設計、造成等になると思うが、販売時期はいつごろになるのか。来年度か、あるいは再来年度以降であるのか。

販売推進課長

いわき四倉中核工業団地第2期区域については、平成26年度も販売活動は実施している。これまでは、企業から引き合いがあって、それから実施設計するオーダーメイド方式で進める予定であったが、今般、復興を急ぐ必要があることから、実施設計と造成のスケジュールを先に立てて、販売活動も並行して実施する考えである。

古市三久委員

今まではオーダーメイド方式という方針であったが、それをやめて区画を造成し、それにあう企業に販売する営業活動を行う方針転換をしたとの理解でよいか。

販売推進課長

委員指摘のとおり、先行造成の形で事業を進めていく考えである。

古市三久委員

従来は、いわき四倉中核工業団地第1期区域のように、企業からのオーダーによって造成、区画割りをつくって販売していたが、方針転換をした理由を尋ねる。

経営企画課長

先行造成に方針転換をした理由であるが、浜通り地域で売れる工業団地が非常に不足してきており、そのような中で、やはり急いで浜通り通り地域の復興を進めていくためには、オーダーメイド方式から、先行造成方式に移ったほうが復興に寄与するので方針を変更したものである。

古市三久委員

うがった見方をすれば、オーダーメイドから方針転換をしたのは、造成する資金、財源や補助金等の手当がついたからか。

経営企画課長

財源は、オーダーメイド、先行造成いずれにしても、企業債を念頭に置いている。一番大きな理由は、浜通り南部地域で売れる工業団地が少ないことから方針を転換したものである。

宮本しづえ委員

平成27年度の当年度未処理欠損金が182億5,700万円で、会計方式が変更となったこともあるが、これだけ未処理欠損金がある。これをどうするか企業局にとって非常に悩ましい問題だと思う。

このことについて、企業局長から特段の説明はないが、新年度ではこの問題の処理についてどのように検討する考えであるか。一般会計との兼ね合いもあることから、そのあたりは今どのような協議に入っているのか説明願う。

次長

2月の整理予算で局長が説明したとおり、累積欠損金は185億円になる。企業局としては、今持っている団地をなるべく早く売ることが大きな任務であるので、そこに今回の組織改正等を踏まえ力を入れていくと同時に、それだけではやはり埋めきれないので、引き続き財務当局と一般財源の繰り入れについていろいろ相談しながら、欠損金の処理に当たっていきたい。

宮本しづえ委員

具体的にはまだ進んでいないということか。

次長

財政当局とは、さまざまな話し合いをしているが、いわき四倉工業団地などいろいろな状況もあるので、それらも加味しながら検討している状況である。

三村博昭委員

古市委員の質問に関連するが、販売体制の見直し、機動的な販売活動をする説明は理解した。

オーダーメイド方式は、何年前から始まったのか。平成22年に、当時はオーダーメイドではなく、一般の開発計画が打ち出され、その後震災で中断して4年を経過する土地もある。説明を聞くと、先行造成するのであれば、既に事業費、造成する箇所や面積も予定された上であると思う。いわき地方については、既に計画が実施段階にきていると理解したが、そういう状況がつけられているのか、あるいはこれからつくるのか。

また、いわき地方だけが用地不足との説明であったが、全県において復興への取り組みが求められていると思う。いわき地方以外にこのような造成が計画されているのか、あるいは今後計画するのか説明願う。

経営企画課長

オーダーメイドから先行造成に変更したが、県内のどの地域にするのかについては、企業局としては平成24年10月に県で基本方針を定めて、いわき四倉中核工業団地第2期区域を整備していくとして取り組んでおり、企業局としては、当面この地域を中心に進めていく内容である。

それから、ほかで残っているところをとにかく積極的に、これは実行計画等も定めているので、それに基づき実施していきたい。

三村博昭委員

これまでの説明では、先行造成はするが、それは用地が不足しているからであり、その不足してる箇所は浜通りとのことであるが、どれくらいの面積が不足して、場所もどのあたりの要望が強いなど、あらかじめ調査していると思う。しかし、浜通りだけ開発をするのではなく、本県全土の復興、そして再生の取り組み、特に産業集積は、雇用の場の確保につながることから見れば、ほかの地域にも、効果が波及する取り組み、考え方があってしかるべきではないかと思うが、企

業局は浜通りに目をつけた。どうしてほかの地域に目を向けないのか。商工労働部とのかかわり合いもあると思うが、どちらが主体的に企業誘致に取り組むのか、もう少し詳しく説明願う。

次長

商工労働部との役割分担であるが、企業誘致は、政策的なところは商工労働部で立案し、それを受けながら、企業局が県として造成すべきところを造成、販売していく役割分担となっている。

三村博昭委員

私が述べていることは、本県には東日本大震災により発生した原子力災害などもあり、当然これまでは、復旧、そして復興、そして福島再生のための取り組みを、知事も力を込めて訴えていた。したがって、そのような本県が目指す方向をリードするのも、当然企業局が大きな役割を担う。

しかし現在の姿を見ると、先ほどの185億円の借金、赤字の話もあるが、これまでの後始末的な取り組みが今日までの姿である。企業局の将来を見たとき、浜通りに工業用地がないとの説明であるが、どの地域で用地が不足しているのか十分検討しなくてはならない。産業集積の視点から見れば、浜通りばかりではなく、本県の7つの生活圏、あるいは浜・中・会津でもよいが、各地域において市町村や地域県民からかなりの要望があるので、それらを踏まえ、今回説明のあった浜通りだけ不足しているという捉え方ではなく、予定している場所もあるのだから、ほかの地域にも不足する部分が当然あると思う。

私は、どうしてそのようなところに目を向けた取り組みができないのかと思ひ質問をした。ほかの地域には取り組みはあるのか。

次長

浜通りの状況を少し説明する。いわき四倉工業団地第1期であるが、大分埋まってきており、今引き合いのあるところではほぼ、全区画が相談中というところまで来ており、ほとんど用地がない状況である。

したがって、いわき四倉工業団地第2期は緊急性があるので、今回先行造成しているが、決してそこだけを見ているわけではなく、特に今企業局として持っている中通りについても、企業立地補助金の有効性等を訴えながら、早期に企業を誘致して、雇用を確保していきたいので、今回、販売活動の強化をしている。それらを踏まえながら、また、オーダーメードで販売しているところも状況等を見ながら、いろいろと検討していきたい。

三村博昭委員

説明を理解しようと努力しているが、今までの説明を聞くと、造成済みの箇所が不足しているとの意味合いが強い。オーダーメードはオーダーメードの利点があると思う。私も造成の仕事これまで幾つか経験してきたが、造成する場所はそれぞれ決定した後に、造成にして販売活動に取り組んできた。

むしろ、造成した箇所の有効性を進出企業に訴えていくことが販売の仕事だが、今までも販売の仕事はしてきたと思う。ここであえて体制を見直して、機動的な販売活動を行うとのことであるが、これは今までどおりと何ら変わらない考え方であってもよいと思う。ただ体制が弱かったこともあるとは思いますが、これは体制が弱かった、販売力がなかったことではないと思う。

結論は、いわき地域だけに仕事や企業の立地箇所が少なくなったとの判断は、どうであるのか。県内をくまなく見渡し、なぜいわき地域だけなのか説明願う。

企業局長

県営の工業団地を含め、震災後の工業団地の考え方については、平成24年10月に復興再生に向けた工業団地の基本方針を策定し、県内6カ所について、それぞれ工業団地について整備方針を固めてやることで、いわき四倉中核工業団地を初め郡山西部第一工業団地、南相馬市復興工業団地、川俣西部工業団地、二本松市小沢工業団地及び矢吹テクノパークの各工業団地を進めることを、県内全部を見渡して方針を立てたものである。

その中で、特にいわき四倉は、浜通りの復興のため、県営団地として企業局が受け持つ。そして、現在の県の状況を見れば、浜通りの工業団地は不足しており、浜通りの復興は急がなくてはならないので、今回は方針転換して早めに造成する。ほかの地域についても、我々はいつでもこの方針に基づいて積極的に取り組んで、積極的な企業誘致を図って、県内バランスよく産業を配置していく。

これも企業局だけではなく、商工労働部と連携しながら、県全体をどうしていくのかという中で、今回いわき地域については、先行造成するものであるので理解願う。

三村博昭委員

局長の説明はわかった。

いわき地域に進出を希望する企業が多いが、販売する箇所がなくなったので、これから出てくる要望を実現するために、販売体制を見直し、なおかつ機動的に売り込みを図る。つくってあれば必ず見に来る。せっかくオーダーメイドから先行造成に切りかえたのであれば、販売体制の強化がいわき地方の販売のみならず、県内地域ごとに進出したい企業があると思うので、各地域に生かしてもらいたいと考えを聞く。

企業局長

販売体制については、白河もあるし、田村西部もまだ売れていないので、いわき地域だけではなく、企業局全体として白河や田村西部も販売していく。全ての地域に満遍なく目配りしながら、販売活動に取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

新たな体制をつくり販売促進に努めたいとのことであるが、県だけではなく市町村も工業団地を所有しているので、全体を見渡しながらどのように配置をしていくのかについても検討する必要があると思う。

そこで、平成27年度予算に計上されている面積を売却した後に、県所有の各工業団地の面積及び市町村が所有する一定規模の工業団地の一覧があれば提出願う。

次に、これだけの累積欠損金が生じたことを、どのように見るのかという問題があると思う。これまで呼び込みで企業を誘致をすることで県内の地域経済を促進させるとの考え方があって、大規模な先行投資をしたことがこれだけの欠損金を発生させた大きな原因だろうと思う。

今後の開発計画に当たっては、その見きわめをしっかりとしながら、どちらかと言えば地域の中の企業を育成することを通して、内発型の地域経済振興という方向に、全体の経済政策、商工業振興の支援の基本も見直していくことが必要ではないかと思うので、意見として述べる。

販売推進課長

資料を整理して提出したい。

木田孝司委員

いわき四倉中核工業団地について尋ねる。

今回第2期工事、分譲を始めるに当たっての平成27年度予算であるが、私の認識に間違いがなければ、いわき市と一緒に事業を進めていくことで、先ほど宮本委員からもあったが、各基礎自治体で行う部分と合わせても、県の立場はイコールパートナーだと思うが、その点に鑑みて、このいわき四倉中核工業団地の最初の想定、イメージとしてつくり上げる工業団地エリアの中で、完成されていない状況があると認識しているが、そのあたりについて、県として押さえている部分があるか。

はっきりと述べれば、導入路、進入路の関係で、本来抜けるべき想定で最初に計画されたものが、今、一方からのみで道路が管理されていない。最初の構想イメージと違う状況にあるので、当該工業団地は少し厳しい状況にあるのではないかと認識していたが、その件について、現在県はどのように考えているのか。

次長

I Cに抜ける都市計画道路であるが、承知のとおり事業主体はいわき市である。費用が多額になることもあるので、そこは県も相談に乗りながら、いろいろ検討している。

木田孝司委員

今ほど次長から相談に乗りながらとのことであった。私が述べるまでもないが、道路が完全に抜けない、なぜなら条件に多額な費用がかかることが想定されるからだが、それ自体は私も承知している。

基本的な工業団地造成の要件として備えるべき部分が備わっていないことによって、販売推進課長が説明したように、積極的に販売していく部分で、どうしても購買する企業側に対しアピールができない部分が出ると思う。

やはり、最初に述べたイコールパートナーとして、そのあたりの情報共有を密にしながら、条件整備を整えていくに当たっての支援や援助もなければいけないと思うので、そこはいわき市ときちんと情報共有、情報交換をしながら、手を携えて進めてもらいたい。

（ 3月16日（月） 労働委員会事務局）

宮本しづえ委員

本年度2月末までの労働相談の状況について説明があった。この143件の相談の中で、除染関係、原発作業員からの相談はあるか。あれば何件あったか。

次長兼審査調整課長

除染関係については、平成26年度はこれまでに6件の相談があった。

相談内容は、主に退職に係るものであり、「やめさせてもらえない」という労働者側からの相談や、「作業延期となり、待機者への休業補償について団体交渉の申し入れを受けたがどのように対応すべきか、回数制限はあるのか」という事業者側からの相談もあった。

なお、原発敷地内の作業員からの相談はなかった。

宮本しづえ委員

原発作業員からの相談はない。恐らく、相談するのはよほどのことだと思う。

しかし、原発作業員をめぐる状況は本当に深刻な現状にある。労働委員会がやるかどうかは微妙だと思うが、出前講座で高校や大学へ出向いているので、原発作業員に対しても同様に何らかの対策はとれないか。余りにも劣悪な状況にある

ので、このあたりについて、さまざまな法的な権利行使が可能であることをぜひともわかってもらいたい。実は、ポスターを張ったり地域の皆もいろいろしているがなかなか難しいので、公的機関が行うことの意味は大きいと思う。そのようなことも含めて考えられるとよいが、検討したことはあるか。

次長兼審査調整課長

先ほど平成26年度の相談件数が143件と説明したが、25年度の同時期と比べ1.5倍になっている。

分析してみると、26年度から県政広報枠のテレビとラジオの30秒間のスポット放送を始めたことが効果的だったのではないかと思う。何で知り得たかと聞くと、スポット放送を見て電話したという方がいる。なかなかこちらから出向いて相談を受けることはできないが、いろいろな広報、周知の手段を工夫しながら、相談しやすいように、そしてまだまだわからない人もいると思うので、認知度を上げる努力をしたい。

労働相談は、こちらだけではなく、労働基準監督署が県内9カ所、うち富岡労働基準監督署がいわき市に設けられているほか、広野事務所が今年度開設されたので、そのようなところも利用されているのではないかと思う。

今後とも、相談しやすい体制について引き続き検討していきたい。

宮本しづえ委員

あらゆる手段を使って、適正な労使関係となるよう、処遇がきちんと改善されるよう努めてもらいたい。

次に、出前講座であるが、大学生に続いて、高校生にも実施したとのことであった。帝京安積高等学校を選んだが、それぞれ、何名くらい参加して、どのような感想が寄せられたか。

次長兼審査調整課長

ワークルール出前講座であるが、2月25日に郡山市にある帝京安積高等学校、これは私学団体の中で、私学団体の事務局を通じて話をしたところ、出前講座の依頼があり、実施したものである。

参加人数は、1年生2科（普通科、ビジネス総合科）合計約400人に話をした。なるべくわかりやすく、例えばAさんやBさんの例として説明をした。当校では、2年生になるとアルバイトも解禁になることもあり、それに対応できる話もした。「将来困ったときに役立てたい」との意見や、18歳未満に制限されている、あるいは禁止されている仕事もあるので、その説明をしたところ「やってはいけない仕事があるということがわかった」という感想もあった。

次に、2月27日に南相馬市にあるテクノアカデミー浜において、1年生4科、合計約60人に対して出前講座を実施した。就職が前提となっていることもあり、「就職に当たって企業を選ぶ参考にしたい」、「雇用契約や就業規則について学ぶことができてよかった」などの感想があった。

来年度に向けて、今後は県立高等学校なども調整しながら取り組みたいと考えている。

古市三久委員

昨年度との比較で、労働相談件数が1.5倍にふえたとのことであるが、過去5年間における労働相談件数の推移はどのようなになっているか。

また、1.5倍となったがどのような内容の相談がふえたのか。

次長兼審査調整課長

過去5年間の相談件数の推移であるが、平成21年度160件、22年度150件、23年度147件、24年度139件、25年度102件、26年度143件である。

21年度、リーマン・ショック以降ふえていたものが、数字上は少しずつ通減している。傾向としては、21、22年度は、

経営、人事、賃金、労働条件等に関する相談があり、最近では解雇のほか、退職に関する相談がふえており、それは退職させてもらえないというものである。

有効求人倍率が高い数値となっているのが、要因の一つにあるのではないかと思う。

また、職場の人間関係、パワハラやいじめが最近ふえてきている。派遣先でのいじめの相談もあり、多様な就業形態があることが一つの要因ではないかと思う。

古市三久委員

先ほど、スポットでいろいろなコマーシャルをやっているのを見たり聞いたりとの話があったが、その人たちはどのような方が多いか。

次長兼審査調整課長

全ての相談者について職業などを確認できないので、あくまで任意での回答であるが、日中に相談を受けるので、例えばパート勤務などで、たまたま放送日が休みであった、あるいは運転中に聞いたので電話したなどである。やはり通常の業務時間帯でないところに休みがあって、たまたま見聞きした方、あるいは母親から、自分の息子が非常に長時間労働させられていて、本人は頑張ると言っているが親としては心配だ、という相談もあった。

古市三久委員

なぜ質問したのかであるが、本県は原子力災害で、原発事故によって、原子力発電所で働いている人たちが1日当たり約7,000人とも言われている。そのような中で、さまざまな労働問題が発生していると言われている。

私も確認しているわけではなく、県もなかなか確認できていないと思うが、そのようなことがいろいろ言われており、また、マスコミ等でもさまざまな問題が取り上げられている。

原子力災害の事故収束作業に伴いさまざまな方が、劣悪な労働条件、作業環境の中で働いていることと思うが、それがなかなか顕在化しないのも実態である。したがって、テレビコマーシャル等でいろいろ実施しているが、作業員等の方々がテレビを見る時間帯には放映していないのではないかと思うので、さまざまなPRについてもっと工夫をして、原発作業員等の方々にこのような相談窓口があることをよく理解してもらえるよう、さらなるPRをしてもらいたい。

相談がふえて対応し切れなくなるのかもしれないが、ぜひとも実施してもらいたい。考えがあれば聞く。

次長兼審査調整課長

原発関係の作業員に対する労働相談は非常に重要であると思う。確かにテレビ、ラジオは、それを見聞している人が対象となるので、局内でどのように広報すればよいか検討しているが、例えばハローワーク等にポスターやチラシを置いてもらうとか、休日労働相談の際には、各市町村の広報誌、あるいは就職情報誌に掲載依頼するなどいろいろな機会を捉えて労働委員会のPRをしているので、さらに工夫をしながら周知・広報していきたい。

古市三久委員

PR費は、予算上は事務局費に含まれているのか。

次長兼審査調整課長

事務局費、事務局運営費に含まれている。

県政広報枠であれば無料でしてもらえるので、チラシやカード等は需用費でやりくりしながら作成等している。

古市三久委員

来年度は117万3,000円でするしかないと思うが、ぜひとも効率的、効果的なPRに努めてもらいたい。
また、平成28年度にはPR費を増額するよう要望したい。

宮本しづえ委員

最近、若者が労働組合をつくりたい、あるいは組合に入っていてよかったという話を、昨日もある労働組合の集まりに行ったときに聞いた。労働組合をつくりたいという労働相談はどれくらいあるか。

また、県内の労働組合の組織率について、現在どのような状況にあるか、ここ最近数年間の推移がわかれば、説明願う。

次長兼審査調整課長

労働組合をつくりたいという相談はないが、最近職場が組織改編となり、新たな組合としてつくりたいという相談は1件ある。

次に組織率であるが、県として組合の組織率を調査して数字を公表していたのが、平成22年度までの数字しかない。そのときが18.1%。全国的な数字は出ており、25年6月で17.7%である。推移を見るとやはり遞減しており、20年以降18.1%、21年で18.5%、22年で18.5%、23年で18.1%、24年で17.9%、25年で17.7%となっている。例えば、昭和22年は45.3%であり、全国的に年々低下傾向にある。

本県においても昭和25年が42.7%、そこから年々下がってきており、最近の平成22年度で18.1%となっている。